

URP 先端的都市研究シリーズ 26

**外国にルーツを持つ子どもの支援に
向けたアクションリサーチ
生活支援と進学の問題**

AKY インクルーシブコミュニティ研究所 編

先端的都市研究ブックレットシリーズの刊行に寄せて

本シリーズは、大阪市立大学都市研究プラザを拠点として取り組まれてきた先端的都市研究の成果や、それを踏まえた教育実践の成果を、多くの人々に共有していただくことを目的として刊行するものである。

都市研究プラザは、大阪市立大学が創設以来蓄積してきた「都市研究」の実績をもとに、2006年4月に開設された。「プラザ」という名称を付したのは、研究者だけではなく、都市において様々なまちづくりの実践に取り組む人々もそこに集い、相互に刺激を与え合い、新たなアイデアを産み出すことができるような「広場」としての役割を果たしていきたいと考えてのことであった。

その後、2007年度には、文部科学省が、我が国の大学の教育研究機能の一層の充実・強化を図り、世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力ある大学づくりを推進することを目的として創設した、グローバル COE プログラムの拠点のひとつに選ばれた。そして、2007年度から2011年度までの5年間、文部科学省の財政的支援の下に、「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」をテーマとする研究拠点形成推進事業に取り組んだ。その成果を受け継いでさらに、2014年度には、文部科学大臣より「共同利用・共同研究拠点」としての認定を受けた。現在は、この認定を踏まえて、「先端的都市研究拠点」という名称を掲げ、全国の関連研究者のコミュニティが都市研究プラザを拠点として、大阪市立大学がこれまで蓄積してきた都市研究の知的リソースや人的・組織的ネットワークを活用し、最先端の都市研究に取り組んでいただけるよう、そのための基盤整備に努めているところである。

その一方で、研究者とまちづくりの実践に取り組む人々がともに集うことができる「広場」でありたいという都市研究プラザ創設の理念もまた、この間一貫して維持されてきた。この理念に基づく研究者とまちづくりの実践者との協働は、大阪市立大学のキャンパスにおいてのみならず、「現場プラザ」と名付けられたサテライト施設においても多彩に展開され、様々な成果を挙げている。また、ソウル、台北、香港、バンコク、ジョクジャカルタ等の海外の諸都市に設

立した海外センターや海外オフィスを拠点として、それらの諸都市を基盤として活動する研究者やNPO等との協働にも取り組んでいる。

社会に開かれた「広場」において、まちづくりの実践から学び、その成果をまちづくりの実践へと還元していくような研究を継続していくことこそが、大阪市立大学都市研究プラザが目指すところである。本シリーズの刊行も、そうした目的を実現するための取り組みのひとつである。本シリーズが、大阪のみならず全国各地において、まちづくりの実践に活かしていただけたならば、これに優る喜びはない。

大阪市立大学都市研究プラザ所長

阿部 昌樹

目次

第 1 章	外国にルールを持つ子どもの生活と進学支援の課題 —「エスニック文化権」に着目して 全泓奎	1
第 2 章	外国にルーツを持つ子どもの支援 —矢田地区周辺 7 校における実践 矢野淳士・袈裟丸朝子	11
第 3 章	外国にルーツをもつ子どもたちの学習支援以前 —Minami 子ども教室の活動実践より 弘田洋二	19
第 4 章	外国にルーツを持つ生徒にとっての高校教育 矢野裕俊	29
第 5 章	外国につながる子どもの高校進学と修学の課題 橋本義範	39
第 6 章	外国にルーツを持つ子どもと家族への支援 —養護教諭への聞き取りから 森口由佳子	49
第 7 章	「仮放免」の子どもたち 川本綾	57

第1章

外国にルールを持つ子どもの生活と進学支援の課題

「エスニック文化権」に着目して

全泓奎

1 はじめに

本研究は、被差別部落地域共同のまちづくりにかかわるコーディネーターとして地元密着型で活動している、「AKY インクルーシブコミュニティ研究所(以下、AKY 研究所)」が、この数年実施してきた一連の子どもの貧困関連行事の延長にある。ここでは、同活動との関連で実施した研究会やセミナー、そして調査内容の概要を紹介するとともに、そこからみえてきたいいくつかの知見を述べることにしたい。また、以下に紹介する各活動や調査にかんしては、本研究の共同研究者による論考を掲載しているので、該当内容にかんしては、本ブックレットに掲載している各章を参考にされたい。

最初に、本章の課題と関連して重要なキーワードである、「エスニック文化権」を取り上げる。川本(2018)によると「エスニック文化権」とは、「エスニック集団や宗教的マイノリティが、支配的社会的経済制度及び政治制度における成功を妨げられることなく、自分たちの文化の独自性や文化への誇りを表明するのを援助するためのものである」と説明する。約 290 万人に及ぶ外国籍住民を抱える日本社会において、これらの移住者の家庭で育つ移民 2 世・3 世の生活や教育、そして社会的包摂を考える際に、もはやこうした観点を抜きにしては語るができなくなっているように思われる。近年、マスコミ等でも外国にルーツを持つ生徒の日本語教育や高校進学への支援等が重要なイシューとして取り上げられるようになった¹。しかし、

1 「外国籍の子の就学支援策、文科省が通知 「学齢簿」に記載／高校入試で配慮」

それに先立ち、これらの外国にルーツを持つ生徒には、同化を強要するのではなく、彼ら・彼女らが持っている言語や文化、宗教や規範等を権利として捉え、継続的な支援の対象とする取り組みが重要である。

2 活動の紹介

AKY 研究所が活動している地域には以前から在日コリアンが多く居住しており、差別撤廃に向けた様々な活動にも共同で対応してきた歴史を持つ。一方、地域のまちづくりの中で開設された「海外産業人材育成協会(AOTS)関西研修センター」には、日本で働くために来日した多くの技能実習生等が日本語や日本文化を学びながら生活しており、地元の祭りなど地域の行事にも積極的に参加するなど、地域内での交流も盛んにおこなわれてきた。また近年は、地域内の戸建て等にも外国人とみられる名札が増えるなど、地域内部でも国際化の様子が見られるようになった。そのような背景の下、地域内の中学校では、新規来日の外国人を対象とした、ボランティアによる日本語教室が行われるなど、「内なる国際化」に見合うような外国人との地域共生に向けた取り組みも活発に行われている。このような流れの中で、AKY 研究所は、大阪市立大学都市研究プラザをはじめとする関連研究者と共同で、近年全国的にも増え続けていると報じられている、外国にルーツを持つ子どもの実態を把握し、それらの支援課題を地域共同で模索していくための一連のプログラムを実施してきた。以下は、これまでの活動を振り返って概要について紹介する。

まず、2017年には、「外国にルーツを持つ子どもたちを支える学校と地域づくり」をテーマにした国際シンポジウムを開催した。

同シンポジウムの冒頭では、バイリンガル教育や多文化教育が学校現場で幅広く行われている韓国の現状を日本と比較しながら、「外国にルーツを持つ子どもたちを取り巻く日韓の現状と課題」について検討するためのシン

(朝日新聞 2020年7月27日付)、「外国人児童生徒、自治体の日本語教室増」(朝日新聞、名古屋共通・地域総合、2020年12月26日付)

ポジウムであることが述べられた。それに次いで、「韓国における外国にルーツを持つ子どもの現状とバイリンガル教育政策の実践」についての基調講演が行われた。これを受け日本からは、八尾市でベトナムルーツの子どもを対象とした母語・母文化教育の実践を行っている、「特定非営利活動法人トッカビ」の実践報告、そして多くの日系人が居住し外国人集住都市としても知られる浜松市を事例に、「浜松市における外国にルーツを持つ子どもたちへの支援の現状と課題」についての報告が行われた。同シンポジウムでは、日韓相互の現状の相違や韓国の先進的な施策や実践による知見を学びあい議論することを通して、日本における実践的アプローチを深めていく必要性を共有する場となった。とりわけ、韓国からのゲストによる報告の中であった、学校現場への母語講師(現在は、多文化言語講師)の派遣によるホスト社会への多文化・多言語教育への取り組みの例は、日本では一部の学校でしか行われていない民族学級(国際クラブ)の実践の現状から考えると、非常に参考になる内容であったように思われる。

それに次いで、2018年にも国際シンポジウム「子どもの貧困を食い止める！：日台韓の実践現場より」を開催した。同シンポジウムでは、台湾と韓国から実践現場を中心とした報告が行われた。主として貧困地域や社会的不利を抱えている子どもの現状や、それらの支援課題の確認に焦点を当てた内容が報告され、貧困や社会的不利が、国や文化の違いとは無関係に、子どもの成長や発達において困難を与え、それを乗り越えるための実践が如何に難しいかを実感する機会となった。また、それぞれの支援現場における民間実践の重要性が改めて確認され、それらによる知見を共有する機会となった。

上記のような一連の企画の延長として、都市研究プラザ先端的都市研究拠点の公募型共同研究に採択されたことを契機に、外国にルーツを持つ子どもたちにかかわる現状や支援課題の把握と、そこから得た知見を基に地元での問題解決に向けた連続セミナーを開催することになった。まず2018年度に実施した本格的な調査に向けたプレ調査という形で、住吉区内の小・中学校各一か所を対象とした調査を実施し、それらの成果をブックレットとして取りまとめた(AKY インクルーシブコミュニティ研究所編、2019)。

2019 年度も前年度に次いで、大阪市立大学に隣接している小中学校の教員との連携を図りつつ、学校現場で参考になるような内容を中心に、外国にルーツを持つ子どもの日本での生活や学校適応にかかわる内容でセミナーを実施した。そして、2018 年に実施したプレ調査に次いで、住吉区内 14 の小中学校を対象に、「外国にルーツのある親子の実態とニーズに関する調査」を実施した。本調査による詳細な結果にかんしては、2020 年刊行のブックレットを参考にされたい。

また、調査対象の小・中学校のうち、各 1 校からの協力を得て、外国人教育主担(外担)、同担、外国ルーツの生徒を担当として持つ教員等に集ってもらい、「フォーカス・グループ・インタビュー(FGI)調査」を実施した。その場では、各学校における外国にルーツを持つ生徒の現況について紹介してもらい、その後現場の教師の視点から生徒の抱えている困難事例について、学校現場での対応の難しさや今後の課題等について意見交換を行った。そして、学校現場以外で外国ルーツの子どもへの支援活動を行っている、「MINAMI 子ども教室」、そして西成区あいりん地域で活動している「子どもの里」に対するインタビュー調査も実施し、同年刊行したブックレットにて報告を掲載した。

以上のように、これまでの共同研究では、専門分野の相違な関連研究者の共同によって実施され、学校現場のみならず民間の実践現場にまで足を踏み入れた調査を実施することができた。

今年度の調査では、「新型コロナウイルス(COVID-19)」によるパンデミックによって、外部での調査や訪問調査が不可能になったこともあり、Zoom によるフォーカス・グループ・インタビュー調査に切り替えて調査を実施した(詳細は、本ブックレット掲載の弘田論考を参照にされたい)。その他に、関連するセミナーを 2 回開催したが、状況は変わらず、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中ということもあり、オンラインで開催した。第 1 回目は、2020 年 10 月 2 日に、これまで開催して来た子どもの貧困対策セミナーの第 9 回目となる企画として、「外国にルーツをもつ子どもの支援を考える～当事者の体験から考える支援のあり方 Part.2～」を実施した。同セミナーでは、フィリピンから渡日されたネルダ・ルチャベスさんと、その

家族の日本での生活を支援者としてサポートしてきたビスカルド篤子さん（カトリック大阪大司教区社会活動センター・シナピス）の二人の対話形式で進められ、ネルダさんの渡日前後の苦労、日本での生活や育児の中で直面してきた困難や、どのようにそれを克服してきたかという、当事者体験を語ってもらうと共に、同じような境遇にある子どもやその家族をどのように地域や学校で支えていけるのかについて考える時間となった。また、第2回目は、連続セミナーの10回目となる企画として開催し、「外国につながる子どもの支援を考える～外国につながる子どもの高校進学と修学の課題」という内容で開催した。今回の報告者は、大阪で支援活動を行っている、「NPO 法人おおさかこども多文化センター」の事務局長を務める橋本義範さんで、橋本さんからは、外国につながる子どもの高校進学と修学における課題とその支援について、大阪府の「特別枠校」の取り組みを中心に報告してもらった。

3 外国にルーツを持つ子どもの生活と進学支援の課題

2020年に公益財団法人かながわ国際交流財団が県内中学校に設置している中学校の「国際教室」²に在籍する生徒の進路について実施した調査（「神奈川県における国際教室在籍生徒の進路にかかわるアンケート調査」）の結果によると、国際教室に在籍した2019年度卒業生徒数は381人で、そのうち16.8%が公立高校定時制に進学した（県内公立中学校生徒全体の8倍以上）。また、来日して期間が浅く日本語や教科学習に困難を抱える生徒がいることや、保護者においても情報提供が難しく進路決定までのシステムを理解してもらえないので、書類等がなかなか提出されない等の問題点が報告された。また、高校入学後にも、「合格後に必要な書類が多く、手続きが

² 日本語指導が必要な児童・生徒に、特別の教育課程に基づき、日本語指導や個に応じた教科指導等をおこなう指導形態で、一般的には、週に数時間程度、当該児童・生徒が別室で学習することが多い。主に国際教室担当教員が指導にあたるが、中学校では教科担当が分担して指導を行うこともある（公益財団法人かながわ国際交流財団、2020）。

難しい」、「生徒・保護者への通訳などの支援が必要」等の問題点の指摘もあった。以上の点を踏まえると、外国ルーツの中学生の進学には高い壁が横たわっていることが推察できる。そのみならず、朝日新聞によると、「日本語指導が必要な高校生の中退率は9・6%で、高校生全体の1・3%と比べて高い」ことを指摘しており、入学後の継続支援の難しさが垣間見られる³。

若干視点がずれるかもしれないが、川瀬(2020)によると、台湾では、「輔導教師」という専門人材が、不登校や非行少年等への対応において、学校内外の専門職とも協力しながら包括的な支援を行っていることを紹介している。「輔導教師」とは、小学校又は中学校の教師資格試験に合格しており、かつ輔導活動科／総合学習領域の輔導活動の専門証明書を取得した者で、この証明書は、大学の輔導・カウンセリング学科、教育心理・輔導学科、心理学科を卒業した者、あるいは輔導にかんする領域を20～40単位修了した者が取得することができる。基本的には、小中学校の不登校や非行少年対応の専門の教師を指すのであるが、その活動に際しては、学内の専門職(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)だけではなく、地域の里長をはじめ、警察部局等学外の機関とも協力しながら、生徒の学校復帰の支援や必要な場合は家庭訪問等による世帯への介入を行うなど専門的な援助活動を行っていることが特徴的な点である。もちろんこれには外国にルーツを持つ生徒だけが対象になっているのではないものの、こうした制度や専門職の配置によって、当該生徒の自己成長及び自己実現に対する専門的援助を行っている点は参考に値する。

次に、韓国の事例を検討してみよう。ここでは、ソウル市のシンクタンクであるソウル研究院が2015年にソウル市内の49校に在学中の多文化を背景に持つ生徒(以下、「多文化学生」とする)と担当教師を対象に行った調査結果(Hyesook Lee, 2016)を基に、韓国のソウル市における外国にルーツを持つ中高生の実態と対応を検討し示唆点を得ることにしたい。

韓国では、「外国にルーツを持つ子ども」を指す用語として「多文化青少

³ 問題の根底に日本語力への課題の大きさを指摘している。「休校で忘れる日本語 外国ルーツの子、学びの遅れ懸念」(朝日新聞 2020年5月25日付)。

年」と称することが多い。これに類似した用語としても「多文化学生」⁴、「移住背景青少年」、「中途入国青少年」等があり、法律や関連機関の支援目的によって区分して使っている。

まず、同調査によると、2014 年度にソウル市の多文化学生の学業中断率は、中学校(37 名)が 2.01%で最も高く、一般中学生(1.04%)よりも 2 倍ほど高い。

具体的な学校生活での困難を見てみると、まず生徒にとって基本となる授業への理解だが、36.2%の生徒が授業内容を「半分ほど・およそ」理解できると答えていることからわかるように、「授業内容」(44.1%)を学校生活の中で最も難しい点として挙げている。それと関連して、韓国生まれの学生(10.0%)より中途入国の生徒(17.0%)が 1.7 倍以上、学業中断を考えたことがあると答えている。また、その背景の一つとして挙げられるのは、「韓国語習得の困難」であり、韓国語能力と教育課程が異なることを学業不振の原因として指摘している。

一方、ソウル市は 2014 年に「ソウル特別市外国住民及び多文化家族支援条例」を制定して多文化家族支援の法的根拠を作り、役所内の女性家族政策室の外国人担当官を中心に多文化家族支援事業を推進している。このうち多文化学生のための事業は、「中途入国子女支援」と「多文化・外国人子女訪問教育支援」事業がある。この他には、「多文化家族支援法」と「ソウル市外国人住民及び多文化家族支援条例」に基づき活動している「多文化家族支援センター」(市内 24 か所に設置)による支援活動がある。ここで運営している多文化学生のためプログラムは、韓国語教育と満 18 歳以下中途入国

⁴ 「初・中等教育法施行令(1998. 2. 24 制定)」によると、「多文化家族支援法による多文化家族の構成員である児童や学生(第 19 条)を多文化学生」と定義している。「青少年福祉支援法」第 18 条では、「移住背景青少年」を「多文化家族の青少年であるか、国内に移住し社会適応及び学業遂行に困難を抱える青少年」と定義している。2015 年には 11,642 名(ソウル学生対比 1.14%、Hyesook Lee, 2016)であったソウル市内の多文化学生数は、2019 年 4 月 1 日現在には 17,929 名と増加している(ソウル市教育庁、<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkId=255141> : 2021 年 2 月 3 日閲覧)。

子女に提供する訪問教育サービス、満 12 歳以下を対象とする韓国語発達評価及び教育がある。この他にもソウル市教育庁が実施する事業で、「多文化予備重点学校」、「多文化言語講師加配」がある。

以上、これまでの本共同研究の経過の紹介に加え、今年度研究課題として計画していた「外国にルーツを持つ子どもの進学支援」という課題と関連して、近隣国の状況を検討してみた。その結果、少子化が進む一方、外国にルーツを持つ子どもの増加が共通して見られるなか、台湾の場合は、輔導教師を中心とした学内外との協力による支援人材の存在があること、そして今回は十分な検討ができなかったものの、新移民の増加とその生活適応を支えるための体制(新移民会館)が整備されていること、そして韓国の場合も日本以上に少子化が進む中、多文化学生、とりわけ中途入国生徒の増加への対応が喫緊の課題として挙がっていることを確認することができた。今年度実施したウェビナーの中からも、日本における多文化ルーツの家庭や生徒が増加する中、地域での支援体制のみならず、学校生活をいかに支え進学と社会進出を支援していくかが焦眉の関心事となっていることを読み取ることができた。それに際しては、冒頭で取り上げたように、「エスニック文化権」という視点に立ち自分たちの文化の独自性を学び継承することを援助していくことも課題の一つであると考えます。

今年度は新型コロナウイルス感染症による本格的調査実施が十分に進められることができなかった点もあり、実態の把握や本格的な支援体制の整備に向けた提案を導き出すことはできなかったため、これは次回の課題として引き続き検討していきたい。なお、上記の近隣国の事例からの知見も踏まえ、次年度以降は、東アジアの各国の状況を踏まえた比較検討も視野に入れながら研究実施を試みていくことにしたい。

〔参考文献〕

- AKY インクルーシブコミュニティ研究所編 (2019) 『地域で考える子どもの貧困：東アジア諸国の外国にルーツを持つ子どもの支援と包摂型移民政策』 大阪市立大学都市研究プラザ
- AKY インクルーシブコミュニティ研究所編 (2020) 『外国にルーツを持つ子どもの

支援に向けたアクションリサーチ：小中学校の教育現場からみえてくるもの』
大阪市立大学都市研究プラザ

川瀬瑠美（2020）「台湾の輔導教師はいかにして学校復帰を援助していくのか：台湾政府によるモデルケースの分析から」、四国教育学会、『教育学研究ジャーナル』（第 25 号）、13-22

川本綾（2018）『移民と「エスニック文化権」の社会学：在日コリアン集住地と韓国チャイナタウンの比較分析』、明石書店

公益財団法人かながわ国際交流財団（2020）「『神奈川県における国際教室在籍生徒の進路にかかわるアンケート調査』結果報告書」

Hyesook Lee（2016）『ソウル市多文化青少年教育支援方案』、ソウル研究院(本文、韓国語)

第2章

外国にルーツを持つ子どもの支援

矢田地区周辺7校における実践

矢野淳士・袈裟丸朝子

はじめに

本章では、2021年2月10日にやたなか小中一貫校の教員3名を対象に実施したヒアリング調査と文献調査を基に、矢田地区周辺7校における外国にルーツを持つ子どもに対する支援実践の歴史と現状及び課題について紹介する。

1 矢田における民族教育の歴史

矢田地区では、1958年に結成された部落解放同盟矢田支部が中心となり、行政に対する要求闘争の一環として1965年に地区内の実態調査が行われた。その調査結果から差別越境入学や劣悪な教育環境といった課題が浮き彫りになり、矢田は「教育のまち」を目指すという方針が打ち出された。こうした教育のまちづくりという目標のもと、1967年に矢田支部の主導により矢田同和教育推進協議会（以下、同推協）が設立されることとなる。

その後、同推協を中心とした部落解放教育の実践の中で、在日コリアンの子どもの対象とした民族教育の必要性が浮かび上がり、1972年に矢田南中学校において「チョソン友の会」が結成されることとなった。「チョソン友の会」は、西成区の長橋小学校の民族学級とならび、学校の取り組みの中からつくられた民族学級としては大阪市で初めてとなる画期的なものであった。

結成当初は放課後の朝鮮語学習から始まった「チョソン友の会」の活動は、1974年からは「チョソン友の会中学部学習会」として月・水・金曜日の週3回各2時間、民族講師を迎えた朝鮮語学習に加え、数学・英語・日本語の学習を

開始した。同年、矢田南中学校の子どもたちの働きかけにより、矢田小学校において、「チョソン友の会」が発足することとなった。その後、上記2校に続くかたちで、矢田東小学校（1976年）、矢田中学校（1985年）、矢田西中学校（1986年）、矢田西小学校（1986年）、矢田北小学校（1988年）と矢田地区周辺の全7校に民族学級が設立されていった。この間に合同夏季合宿、発表会（「チョソン友の会」の活動で学んだことを校内で発表するという催し）、セクトンモイム（7校合同による在日コリアンの子どもの集い）等へと活動の幅を拡げていき、「矢田はひとつ」という理念の基、在日コリアンの子どもたちの学校の枠を越えた交流が深められていくこととなる。また、これらの民族学級の取り組みは、民族学級に在籍する子どもたちだけの活動にとどまらず、下記の通り、保護者や卒業生の集まりにも派生していった。

①矢田民族学級親の会（旧「チャンゴの会」）

1985年に矢田小学校・矢田東小学校・矢田南中学校の3校が合同で開催した保護者と教員による料理会がきっかけとなり、「親どうしがつながれる場をつくりたい。」という声上がり、1986年3月に10人ほどのオモニ（母親）を中心に「チャンゴの会¹」が発足し、同年6月には矢田地域の民族学級の子ども、保護者、教員50人以上が大和川河川敷に集まり、焼肉パーティーが開かれた。その後、「チャンゴの会」は、セクトンモイムや発表会等でチャンゴとノレ（歌）を披露しながら、矢田地域内外のオモニ、教職員との交流を深めていく一方で、1990年からは在日コリアン問題を考える学習会を自主的に開き、民族教育促進協議会による教育委員会との交渉にも参加するなど、子どもたちの時代に差別を残さないための運動を積極的に展開していった。

②セセデの会

民族学級の取り組みにより、中学校時代までは本名を名乗り、在日コリアンとして生きてきていても、高校では通名で学校生活を送っているという生徒が

¹ チャンゴとは、朝鮮半島の伝統的な打楽器である。最初に10人ほどのオモニが集まった際に①親の会を学期に1回もつ、②親の会の定期会合とは別に月2回程度の研修会（踊り、楽器など）を希望者の参加で行う、ということが決められ、2週間に一度チャンゴの練習が開始されたことにより、親の会は「チャンゴの会」という名称となった。その後、「オモニの会」に名称が変更された後、1991年に「矢田民族学級親の会」という現在の名称となった。

少なからずいることから、矢田地域では、彼らを支えるために「卒業生の会」をつくる必要性が浮上していた。そこで、民族学級で育ってきた子どもたちが中学校を卒業した後に地域で活動を継続できる場として、「セセデの会」（卒業生の会）が 1988 年に発足し、解放塾（後の青少年会館）を中心に活動を開始した。高校生のメンバーを中心に、大学・専門学生、社会人も参加し、1991 年以降は定期的な情報交換の集まりに加えて、矢田地域の民族学級全体の行事にリーダーとして参加するようになった。

2 地域の国際化に対応した新たな集い

2-1 「中国の子の集い」と「新規渡日の子の集い」の発足

矢田小学校では、1990 年代後半に入り、中国や台湾にルーツを持つ子どもが増加してきたことを受け、これらの子どもを支える取り組みとして、1998 年に「中国の子の集い」が開始された。しかし、子どもたちは学校でつながりをつくることができても、保護者どうしがつながれる場がなく孤立してしまうという課題が顕在化してきたため、翌年からは矢田東小学校や矢田西小学校も巻き込み、3 校に在籍する子どもと保護者にも参加を呼びかけた。2000 年からは、矢田 7 校に在籍する中国や台湾にルーツを持つ子どもと保護者をつなげていくために、同推協活動として位置づけられ、1 学期に神戸南京町フィールドワークの実施、2 学期に大阪市外国人教育協議会主催の「中国の子どもの集い」への参加、3 学期に春節祭にちなんだ料理会の開催と年 3 回の集いを開催することとなった。

2000 年代に入ると、中国や台湾だけでなく様々な国にルーツを持つ新規渡日の子どもの増加してきた。そのことを受けて、矢田 7 校の新規渡日の子どもや保護者をつなぐ取り組みとして、2002 年 3 月に矢田南中学校で「新規渡日の子どもの集い」が開催され、タイ・フィリピンにルーツを持つ子どもと保護者、教職員 34 名がタイとフィリピンの料理を通じた交流を図った。

2004 年度からは、「中国の子の集い」と「新規渡日の子の集い」を同時に開催するようになり、名称も「中国の子の集い・新規渡日の子の集い」として年 2 回の活動を行っている（表 2-1）。

表2-1 「中国の子の集い・新規渡日の子の集い」実施状況

(第36回・49回・51回矢田同推協総会議案書を基に本稿作成)※「-」は記録なし

年・月	活動内容	子ども	保護者	教員	合計
2004年7月	南京町フィールドワーク	11	3	14	28
2004年11月	アジア料理の店を矢田の祭りに出店	8	15	4	27
2005年2月	料理会	12	11	22	45
2005年7月	南京町フィールドワーク	11	8	17	36
2005年12月	世界のお茶を飲もう	11	1	9	21
2006年2月	料理会	17	13	23	53
2006年7月	南京町フィールドワーク	8	5	10	23
2006年11月	料理会	4	6	7	17
2007年2月	料理会	7	5	19	31
2007年7月	南京町フィールドワーク	13	6	-	-
2008年3月	料理会	8	8	-	-
2008年7月	南京町フィールドワーク	5	4	-	-
2009年2月	料理会	7	6	-	-
2009年7月	料理会	10	12	-	-
2010年2月	料理会	16	13	-	-
2010年7月	料理会	12	13	-	-
2011年2月	料理会	6	8	-	-
2011年7月	料理会	14	11	-	-
2012年2月	料理会	12	9	-	-
2012年7月	料理会	13	8	11	32
2013年1月	料理会	9	7	12	28
2013年7月	料理会	8	7	11	26
2014年2月	料理会	4	5	20	29
2014年7月	料理会	23	17	32	72
2015年2月	料理会	15	7	37	59
2015年7月	料理会	18	7	31	53
2016年2月	料理会	16	8	32	56
2016年7月	料理会	16	17	28	61
2017年2月	料理会	11	6	30	47
2017年7月	料理会	36	10	47	93
2018年2月	料理会	22	15	65	102
2018年7月	料理会	34	16	55	105
2018年12月	料理会	31	15	53	99
2019年7月	料理会	50	15	51	116
2019年12月	料理会	55	15	50	120

2-2 「ワールド交流をつなげようの会」

2017年度からは、大阪市教育委員会の通知により各校の民族学級を「国際クラブ」として名称を統一することとなったことをきっかけとして、「中国の子の集い・新規渡日の子の集い」に「チョソン友の会」の子どもや保護者にも参加を呼びかけ、年々参加者も増加し、矢田7校に在籍する外国にルーツを持つ子どもと保護者が集う取り組みとして定着してきている。2018年7月14日（土）にやたなか小中一貫校（矢田南中学校・矢田小学校）で開催された料理会には、中国・アフガニスタン・フィリピン・タイ・台湾・朝鮮半島にルーツを持つ子ども34名と保護者16名が参加した。保護者が餃子（中国）、豆ご飯（韓国）、アカラ（ナイジェリア）、かぼちゃプリン（ベトナム）といった各国の料理をつくっている間、子どもたちはこの集いの名称を考え、「ワールド交流をつなげようの会」という名称に決定した。当日は参加者どうしが母語で話し合ったり、連絡先を交換し合ったりする姿も見られ、同じ立場の仲間との交流を通して、子どものアイデンティティ育成や保護者どうしの緩やかなネットワークづくりにつながっているように思われる。



図 2-1 「ワールド交流をつなげようの会」で保護者が作った各国の料理
(撮影：袈裟丸朝子)

2-3 地域連携担当教員の役割

各校によって兼任、専任の違いはあるが、矢田7校全校に地域連携担当という役職の教員が配置されている。地域連携担当とは、同和対策事業の中で「子ども会担当」として青少年会館や解放塾（青年館）に出向していたことが始まりである。現在は同推協の中で「矢田子どもつながり連絡協議会」や「ワールド交流をつなげようの会」の運営を担っている他、外国にルーツを持つ子どもをはじめとした様々な課題を抱えた家庭への支援、不登校児童への対応、保護者からの子育て相談や転出入児童の情報共有等、地域や各行政機関との連携を図りながら、幅広い業務を行っている。

矢田地域では、「子育て支援ネットワーク会議」（大阪市東住吉矢田人権協会が中心となり、NPO 法人教育・夢ねっと矢田、東住吉区役所、大阪市こども相談センター、東住吉区社会福祉協議会、矢田生協医療センター、主任児童委員、矢田教育の森保育所・やたなか小中一貫校で構成）が月1回開催され、課題のある子どもや家庭の情報共有や、具体的な支援策についての話し合いが行われている。やたなか小中一貫校の地域連携担当は、同和主担当教員とともに矢田7校の代表として会議に出席し、各構成団体と連携しながら課題解決に向けて各家庭に寄り添った支援を行っている。

このように、地域連携担当は普段の学校生活の中で学級担任だけでは気付くことができない子どもや保護者の課題を把握し、支援につなげていく役割を担っており、「ワールド交流をつなげようの会」も地域連携担当の業務の一環として取り組まれている。

3 外国にルーツを持つ子どもの支援課題

以上で見てきた通り、矢田7校では、部落解放教育の延長として始まった民族学級から、地域・学校の国際化に対応した「中国の子の集い」や「新規渡日の子の集い」に派生し、現在は「ワールド交流をつなげようの会」がこれらの集いを統合したものとして取り組まれている。部落解放を目的として始まった人権教育が新たな課題やニーズに丁寧に対応してきた結果といえる。これらの取り組みにより、矢田地域では外国にルーツを持つ子どもや保護者のつながり

が深まっており、一定の成果がみられる。

しかし、今回やたなか小中一貫校の教員を対象に実施したヒアリング調査では、「日本語指導が必要な児童生徒の教育」には大きな課題が残されていることが分かった。大阪市教育委員会においても、従来の「日本語指導が必要な子どもの教育センター校」における日本語教室に加え、2019年6月からは市内の4つの共生支援拠点（大阪市立淀中学校・高殿小学校・南小学校・もと鶴橋中学校）を設置し、プレスクールを開催する等、支援の幅は広げてきているものの、現状では各学校の努力に委ねられている。例えば、やたなか小中一貫校には、日本語がほとんどできない中国にルーツを持つ児童が在籍しており、授業の際は同和主担や地域連携担当等の担任以外の教員が横に付いてサポートしているという。このような児童が十分な教育を受けるためには、例えば必要に応じて児童の母国語を話すことができる授業補助者を派遣するような仕組みづくりが必要である。

また、学校と家庭間のコミュニケーションに関しては、事前に教育委員会に依頼しておけば、保護者面談や家庭訪問時に通訳者を派遣するという仕組みはすでにあるが、何かのトラブル等、緊急時には対応することができないという。今回の調査では、こういった緊急時に通訳者を派遣する仕組みを求める声も聞かれた。

【参考文献】

- 矢田同和教育推進協議会在日朝鮮人教育部会（1996）『矢田の民族教育のあゆみ』
矢田人権・同和教育推進協議会（2005）「第36回矢田人権・同和教育推進協議会総会議案書」
矢田人権・同和教育推進協議会（2018）「第49回矢田人権・同和教育推進協議会総会議案書」
矢田人権・同和教育推進協議会（2020）「第51回矢田人権・同和教育推進協議会総会議案書」
村上聡（2019）「子どもと家庭に寄り添って―地域連携担当者としての取り組み―」、第71回全国人権・同和教育研究大会第4分科会配布資料

第3章

外国にルーツをもつ子どもたちの学習支援以前

Minami 子ども教室の活動実践より

弘田洋二

1 はじめに

1-1 Minami 子ども教室の再調査

本報告は「外国にルーツを持つ子どもの支援に向けたアクションリサーチ」の一環であるが、Minami 子ども教室の実践およびその活動の背景についてはリサーチメンバーの一人である弘田が聞き取り調査を行い報告した（2020）。Minami 子ども教室のある外国人集住地域が大阪市のミナミと呼ばれる歓楽街に位置していることによって、親の職業、家族形態、社会経済的地位など「外国にルーツを持つ」という一般化を許さない偏りがあって、それが子どもたちの発達にもたらす条件不利と結びついていることが注目された。日本語をはじめ学習の遅れを補完する役割をもつ学習支援が「外国にルーツを持つ」子どもたちに必要なことは明らかではあるが、実際には学習支援に結びつけるまでの支援が重要であることを事例をとおして知ることができた。

Minami 子ども教室は「外国にルーツのある子どもたちを対象とした学習支援教室」ではあるが、事業目的は以下の3点だとされている（2019年度事業実施報告書より）。

- 1)地域の外国にルーツのある子どもたちの補充学習と子どもたちの支えあう関係づくりに資する活動を行う。
- 2)外国人家庭の自立のために必要な情報提供や社会資源の活用機会の拡大に努める。
- 3)地域の多文化共生を促進させ、誰もが差別されず、のびやかに暮らしていける社会づくりの一助となる。

前報同様に、聞き取り調査の対象はコリアン NGO センター理事兼事務局長を兼任する金光敏氏である。

調査内容から問題提起し、問題解決を促すためのリサーチアクションという目的を達成するためには、活動の全体像、システムの運営に関する数値的なデータを含む資料、ケースバイケースの具体的な方策に関する知見が必要だと考えられた。

1-2 調査内容と方法

今回の再調査は、臨床心理学以外の福祉および都市政策、人間工学、教育学、看護学などのリサーチメンバー5名が参加した。学際的な視野からその活動を理解し、問題提起を果たすことを目的とした。

聞き取り調査の内容は以下のような7項目であった。

- 1) コロナ禍における外国にルーツを持つ子どもや家庭が家族として抱える課題と支援
- 2) 教室に通う子どもが抱える学習面の課題と学習意欲を高めるために大事にしていること
- 3) 高校進学への支援策（学力向上、進路情報、経済的な支援など）
- 4) 進学やその他の理由により教室に来なくなった子どものフォローアップ
- 5) 子どもの心と体の健康問題とその支援策
- 6) 子どもや家庭に対する支援ケースの内訳（支援の様態に関する数値情報）
- 7) 教室の運営方法（人材、場所、資金などシステム運営に関すること）

聞き取りは、コロナ対応の緊急事態宣言下であった1月14日、17時から19時に ZOOM を利用して実施した。後日、2019年度活動実践報告書と2020年の活動の詳細について資料提供を受けた。

2 結果：インタビューと提供を受けた資料より

2-1 コロナ禍の影響と対策についての聞き取り

2020年2月の緊急事態宣言発令により、学校の休講措置に連動して Minami

子ども教室も閉鎖せざるを得なかった。5月末日ではオンラインで教室を実施、6月からは通常授業を学校が実施するのであれば教室もやるという形で対応した。学校が閉鎖した期間、火曜日に実施していた学習教室は閉鎖したかわりに、水曜日の子ども食堂については会食形式を配布に切り替えて実施した。子どもや家庭との連絡を維持することが重要だと考えられたからであった。

夜の街の営業自粛および客足の減少に伴い、フィリピン系が多く、しかもその9割がホステスとして夜の街にその収入を頼っているという家庭が困窮することは予想されていた。3月くらいまではまだゆとりがあったが、徐々に家賃が払えないという窮状が生じてきた。5月ごろに特別定額給付金の申請書が郵送されるようになったが、彼女たちは住居確保給付金、緊急一時貸付、児童扶養手当などの福祉制度を受けられることを知らない、自分たちそういう福祉制度のあずかれないと誤解している人が多い。福祉制度を利用しようにもその書類を書くことに無理があったので、制度の説明について生活相談会を開催するという形で対応してきた。5月の相談会には300世帯が参加し、個別相談も含めて約500世帯に対応した。大阪市では、ひとり親家庭の医療補助もあるが、日本語でしか広報されていないので、情報から取り残されるという問題があり、それらに個別支援をする形で対応した。住居確保給付金、緊急貸し付けにしても受給期間が7か月や長くて12か月に限られるので、長期化する現在どうにも対応できない状況が生じてきている。それに対して打つ手がないのが現状で悩ましいところだという。

ホステスが多い地域なので、コロナ禍があろうがなかろうがもとよりミナミの歓楽街業界の変化の影響を受けてその労働の需要は低下していた。いわゆるホステスのサービスを受けるような飲み方、遊びの方は企業の交際費や必要な男性層の嗜好によって支えられていたが、近年ではそれを許すようなゆとりがなくなってきており、それに伴う嗜好の変化が生じている。コロナ禍での「家飲み」の推奨や、密閉空間での濃厚接触回避の要請は極限的に業界を追い詰めている。したがって、暇なときは自宅待機させられるなど収入が不安定になりがちで就労支援が必要になってきていたが、コロナ禍の長期化によってその支援を集中的に行うことを迫られたわけである。就労転換を援助する活動が必要だが、政府が率先することは期待できない現状なのでまず民間組織で立ち上げ

るべきだと考えて活動しているとのことであった。

以上のように、子どもの学習支援をひとつの場としながら学習が成り立つ条件としての家庭の支援に重点を置いた活動が、Minami 子ども教室のユニークな特徴として抽出できる。その観点は条件的に類似する地域での学習支援活動に取り入れることが求められるであろう。

2-2 生活支援活動の記録より

2020年度4月から12月までの支援に関する資料からより具体的に内容を記載しておきたい。図3-1は、生活支援をどのような形で行ったのか、その割合を示している。支援の実数は、「書類記入支援」が26、「生活相談」が29、「同行支援」が22、「法律相談」が2、「連絡中継」が1である。被支援者の日本語に関する能力が日常会話ができるという程度で、政策や行政的な手続きに関する言葉を理解すること、そしてそれらを提出する機関に行って適切に対応することが困難な場合が多いので、相談ないしは書類記入支援→同行支援という流れになるケースも多いことが推察される。「連絡中継」が少ないのは、他機関へのリファーという形をとらずに総合的かつ最終的なセーフティーネットとなる伴走型支援の特徴であろうか。

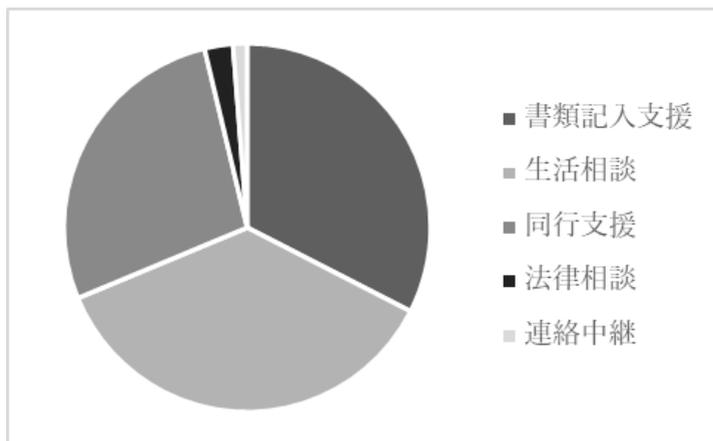


図 3-1 支援の内容、形態の割合

「書類記入支援」の対象となる書類の種類は、ビザの延長手続き、国籍申請などの日本滞在にかかわる法的な手続き書類のほか、休業支援金、緊急小口資金、住居確保給付金およびその延長、住居手当給付金、生活困窮者住居確保給付金、総合支援金および総合支援金特例貸付、保育所相談・児童扶養手当、緊急小口資金など生活および子育ての窮状にかかわる支援などの申請書である。2020年4月以降12月までの間どういった申請書類の記入支援が必要されたのかわかる（図3-2参照）。

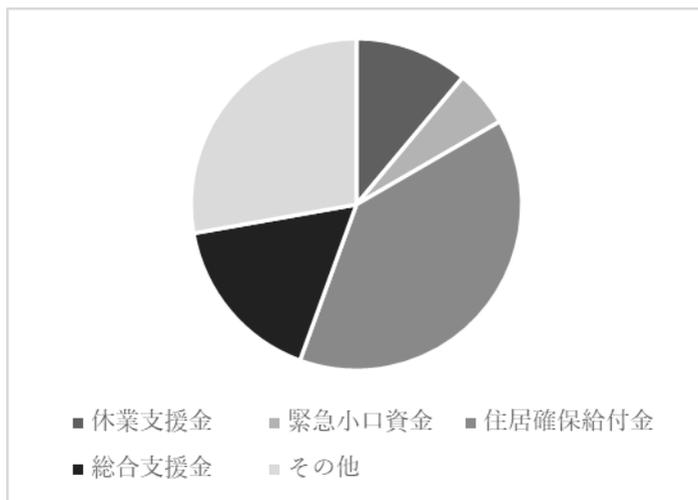


図 3-2 種類記入支援の対象種類別とその割合

コロナ禍を視野に入れて相談数の粋を見ると、4月、5月が各1、6月が13、7月が6、8月が23、9月が11、10月が8、11月が6、12月が12件となっており、一度目の緊急事態宣言のあとしばらくは集住地域の全体的雰囲気やゆとりがあったという金氏の報告を裏付けるものだった。第2波に対応する形で、ホステスという業態で暮らしている人たちでは、住宅の家賃が払えないという相談が増加した（休業支援金、緊急小口資金などの申請手続きの支援は、定着の長い東アジアの国をルーツにしている）。給付期限付きの支援金が延長可能な場合と不可能な場合があるにせよコロナ禍が長びいて第3波の中にある現在

公的援助の枠組みでは対応できなくなっている。

2-3 学習面の課題、意欲を高めるために大事にしていること

Minami 子ども教室に登録している子どもたちの学力が相対的に低いのは、渡日してきた経緯を持ち日本語指導が必要な子どもたちが大半を占めること、そして地域全体でひとり親家庭が多く就労の不安定を抱えるという事情のためだと思われる。一方、外国ルーツの中でも中国ルーツの子どもたちが比較的学力が高いという傾向はある。両親がいて共働きで、不安定だが世帯収入は多いという側面がある。そのため進学時における選択のまだ幅は広いと言える。

教室の子どもたちは、学びなおしを支えるエンパワメントスクールに進学するケースが多い。学習意欲を高める必要はあるが、学習意欲を高めるといっても妙案はなく、学習で傷ついた子どもたちに粘り強く働きかけるしかないというのが実情だという。中央区内はかなり著しい地域格差があり、高所得者が多く家庭で学習支援が受けられる子どもたちにより平均学力が高い東中学校や上町中学校校区に、学校選択制で希望者が集中する傾向がある。そのため両校への進学は抽選になることが多い。それに比べると、南中学校は学年を2クラス維持するのがやっという側面がある。子どもを丁寧に支援していくことでは、南中学校への Minami 子ども教室が寄せる信頼は厚いが、学校選択制、つまり校区自由化が歪んだ競争心をあおる典型例だと言える。

2-4 高校進学の支援策

教室の子どもたちの多くが簡単に「はたらく」と言う。学習での躓きと生活の苦しさに関連しているのではないか。子どもたちの目に映る地域の大人たちの姿が、学力や学歴を活かし生きているわけではないと映っているのではないか。実態で言っても、非正規労働の現場は労働力が不足していて職を選ばなければ処遇を選び好みしなければ働くことはできる。また、教室の子どもたちの保護者の大半が、夜の飲食店に関わり、不安定でも単価だけを見ればそれなりの収入にはこれまでならばなった。子どもの目から見て華やかにも見えているかもしれない。さらにいえば、子どもが働く、家事を担うというようなことが普通である母国の生活習慣があるなど、子どもにとって進学が魅力的には見え

ていない側面がある。

都道府県で見ると、大阪は渡日生徒の高校進学率は高い。全国平均から見ても20%ぐらい高い。それは7校の渡日生徒の受け入れ特別枠校があるためだ。ただ、大阪が渡日生徒の高校進学率が高いと言っても全体の高校進学率からは10%ほど低いことは着目しなければならない。

教室では、受験前に特別教室を開催して個別の支援を続けている。中学校卒業時に、高校進学できなかった子ども、つまり超過年齢の子たちもいて、いっしょに勉強している。受験生用に木曜の18時から20時で実施している。高校進学支援はさらに生活問題と切り離せないのが特徴ではないか。

2-5 教室にこなくなった子どものフォローアップ

引越しや就労に関する相談はある、相談場所を受け皿として提供することは目指していたところなので。学習教室に来なくてもいい、父母などがつながっていることが大切だと思う。いったん名簿に登録した人は、利用しない人でも消さない。

登録したのに来ない子はいるが、親が登録したのに来ないという子は小学生ではない。中・高校生になるとクラブ活動などしたいことがあるので来ないという子もいるし、中には学力が高く教室に来なくてもいい子もいる。一方、非行行為に走ったとしても仕方がないような生活状況の子もいるのだが、教室の中で非行行為に対応した生活指導に労力を傾けたことがほとんどない。これは本当に興味深い。なにか根拠があるわけではないが、フィリピンならばフィリピンの、タイならばタイのそれぞれの豊かな家族観が子どもたちの情緒に親を通して影響を与えているためではないか。

子どもたちが卒業した後も顔を出すことはあり、そのようにこの場を利用してくれることはこの教室の目指すところでもある。それ以上のことは特にしていないということになる。

2-6 こころとからだの健康問題と支援策

性教育や健康衛生をテーマに専門家に来てもらって学習会を開催することもある。たとえば、清潔さを保つということや、自分のからだを守るというこ

とを子どもたちと考える。こころの問題は、様子を見ながら誰が介入するのが一番いいか、いろいろスタッフで相談してやっている。あくまでも、SOSらしきものを把握したときだけ介入を考えるのであって、子ども自身が発動主体となって自己調整のために場所と大人を活用すればよいというスタンスでやっている。

2-7 教室の運営

1.事業の沿革

2012年4月フィリピン人の女性による実子刺殺自殺未遂事件が起こったが、死亡した子どもが通っていた大阪市立南小学校では、当時の様子を克明に記憶している。母親が入学直後に必要な学習道具などを学校から助言をもらおうと必死になっていた様子が当時の校長先生をはじめ教職員の記憶に残っている。それにもかかわらず悲惨な結果になったことに対して南小学校が中心となって「Minami こども教室」が発足した。命が失われるという悲劇が再び繰り返される余地が地域の中にまだまだあるということを学校は切実に感じていた。2013年5月に準備会発足し、2013年9月に大阪市立南小学校かとともに外国にルーツをもつ子どもが通える学習支援教室「Minami 子ども教室」をたちあげた。その構成組織は、大阪市立南小学校、コリア NGO センター、大阪国際交流センター、西淀川インターナショナルコミュニティ等。場所は当初、南小学校で始まったが、より子どもたちの居住地域に近い、大阪市中央区子ども子育てプラザで開催できることとなった。現在まで日本語教育や多文化共生についての実践や研究のある個人も含めて実行委員会委員として参与している。

2.運営および実行委員会

冒頭に記載したような事業目的に賛同する団体や個人の実行委員会形式による事業運営が行われている。実行委員は20名、教室運営コーディネーターが12名、教室ボランティア61名（人数は変動する、いずれも2019年度実績）が主たる運営主体である。

3.放課後学習教室

毎週火曜日に 18:00～20:00 で実施（学習室は 17:00 から解放、学習後のボランティアミーティングを 30 分）。2019 年 5 月末より、小学生対象の教室と中・高校生対象の教室を分離して実施するようになった。小学生対象には、「学校の宿題」と「対話型学習」に分けているが、発足当時よりボランティアとの一対一の指導を実施している。登録者数は小学生 43 名、中学生 27 名、高校生 10 名であるが、中学生、高校生は試験や受験対策としてニーズに応じて開いており、実際の各回参加人数は少ないようである。

4. 課外学習

- ・地域の盆踊りへの集団参加（子ども 19 名、大人 9 名）。浴衣の着付けやヘアアレンジを行い、地域からの寄付金でひとり金券 500 円を一枚配布できたこと、それで露店での買い物が楽しめたことなど報告されている。
- ・料理教室、80 名の参加があり生協であった。
- ・連携団体の行事等への参加

実行委員会ははじめボランティアの人々も多文化共生の社会活動になじんでいるので、関連団体が主催する行事も多いようである。2019 年度事業報告書では 7 つのイベントへの参加が記載されていた。

5. 保護者・家庭への生活支援

教室の成り立ちから、市立南小学校との連携を強固に気づくことが可能であり、学校の保護者懇談会とあわせてその期間に 14 名の保護者と懇談することができたと報告されている。「特に見守りが必要な家庭には、区役所等へ同行し、児童扶養手当の申請など行政手続きの支援を行った。生活に変化のあった家庭には、家庭訪問を頻繁に行い、生活面での困難を相談、解決できるように努めた」と報告されている。また、引っ越しなどの際には、ボランティアが作業を手伝うなど有形・無形のエンパワメントが報告されている。

3 おわりに

Minami 子ども教室の活動、運営を取材した。外国にルーツをもつ子どもの

学習支援において、日本語学習、教科学習、日常会話とは異なった語義の習得などいくつかの重点課題が発見されてきているが、学習に向かう姿勢の集団的な特性が注目された。それを直接的に変えることはきわめて困難ではありながら、価値観形成においてマジョリティーのそれと同化しないかわりに、ある種のしなやかさをもって生きていこうとする子どもたちの姿も垣間見えた。そのしなやかさが、年齢を重ねるとともにどのようにその個人によってモニターされることになるのか、それもマジョリティーの側の価値観とまなざしの変容と関連する相互関係に規定されることになるのだろうか。子どもたち、その家族の生活条件不利にいまある資源を利用するように力づける活動を中核とする報告だったので、小柳伸彰氏にならって表題をつけた。外国にルーツをもつ人たちの社会経済的背景、そのなかで大切にされている価値についての理解をもって活動を分析、評価する必要があるのだろう。

【参照文献】

- 金光敏（2019）『大阪ミナミの子どもたち—歓楽街で暮らす親と子を支える夜間教室の日々』彩流社
- 小柳伸彰（1978）『教育以前—あいりん小中学校物語』田畑書店
- 弘田洋二（2020）「NPOによる学習支援と放課後、家庭生活の支援—二事例とその実践経験からみえてくるもの」URP 先端的都市研究シリーズ 22、大阪市立大学都市研究プラザ

第4章

外国にルーツを持つ生徒にとっての高校教育

矢野裕俊

1 はじめに

2020年3月に刊行された「先端的都市研究」シリーズ22『外国にルーツを持つ子どもの支援に向けたアクションリサーチ』では、大阪市の東部地域における小中学校での外国にルーツを持つ子どもに対する日本語と教科学習指導、学習支援の取り組みについて行った調査結果を報告した。その続編に当たる本号では、進学をはじめとした高校教育に焦点を合わせて、全国的な状況を俯瞰しつつ、問題点と課題を探ることとする。

なお、ここでは昨年発行のブックレット同様に、教育上あるいは生活上の課題を抱える子どもを「外国にルーツを持つ」生徒という表現を用いることとするが、一括りにする表現がないからである。行政では「日本語指導を必要とする」生徒という表現がよく用いられ、それが対象となる子どもの状況を把握するうえで役立てられてはいるが、必要なのは日本語指導に限られない。子どもが日本で教育を受けるうえで不利を強いられるという状況は国籍、出生地、生育場所、文化、言語の違いによらず多様であるが、ようやくそれが可視化され、問題として取り上げられるようになってきた。

高校教育は義務教育ではないものの、現代社会で生きていくうえで必要な普通教育と専門教育を行う学校段階としてほぼ99%に達する進学率にみられるように、10代後半の若者のほぼ全員が進学するに至っている。ところが、外国にルーツを持つ生徒の高校進学率は6割程度という報告もあるように、かれらにとって大きな関門となっている。本章では、外国にルーツを持つ生徒にとっての高校教育の問題を、高校進学と入学してからの特別な配慮という二つの点から考えてみたい。

2 高校への在籍状況

文部科学省が実施した 2018（平成 30）年の調査によれば、公立学校（小・中・高校等）の「日本語指導が必要な児童生徒」は外国籍の者が 4 万人を超え、日本国籍の者も 1 万人を越えており、合わせて 5 万 1 千人に達していることがわかる。日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況は、現在のところ地域的に偏在しており、愛知県が 1 万人を超えて突出しているが、次いで神奈川県、東京都、大阪府、静岡県と続いている。高校に限ってみると、外国籍生徒数は 3,677 人、日本国籍生徒数は 495 人であり、全体の約 8 % である。このように高校に在籍する者は今なお比較的比率が低く、かれらが抱える課題が十分に知られているとはいいがたいのが現状である。

日本語指導が必要な児童生徒には、日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるために、「特別の教育課程」を編成・実施するという制度が設けられている。これは主に日本語指導担当教員が日本語指導を行うというものである。小中学校では、こうした教員の配置が児童生徒 18 人に 1 人の割合で配置することも制度化されているが、高校段階では該当する生徒数が少ないために、こうした人員配置が行われていない状況もある。

3 高校教育が果たす役割

高校教育は義務教育とはされていないが、産業構造が大きく転換し、サービス産業のウェイトがかつてなく高まり、知識基盤型社会の到来と言われる今日にあって、高校卒業程度の学力が求められるようになってきている。かつて半世紀以上前の 1960 年代に、鉄鋼業などの基幹産業を担う労働力に求められる学力レベルとして、高校教育が「国民的共通教養の必要最小限」（宮原、1966）を保障するものと考えられた。日本社会で暮らし、働くうえで高校教育をとおして身に付けることは不可欠である。現在は高度経済成長のまったただ中の当時とは、時代状況も、求められる学力の内容も、大きく異なっているものの、高校教育が果たすべき役割は、今日ではむしろよりいっそう大きくなっているといえる。

2020年に世界を覆ったコロナ禍に直面する中で、中央教育審議会の高校教育ワーキンググループは「高等学校が学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、教室内外の活動において他の生徒と学び合い、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することで社会性・人間性を育むといった社会的機能をも有しているといった、これまで当たり前のように存在していた高等学校の持つ役割・在り方を再認識することとなった」（中央教育審議会、2020）と述べている。この指摘にみられるように、高校教育が果たしている役割はすでに非常に広がっており、学校教育法で高校の目的として定められている「高度な普通教育及び専門教育」を施すことに加えて、中学校教育までの内容の「学び直し」、社会における「居場所」、社会性・人間性を育む場としての機能など、様々な役割を担っている。高校教育は、若者がさらにその先に続く進学や就職へと準備する場所であるに留まらず、人々の社会生活を支える重要な支柱としての機能を持つに至っている。こうした高校教育の状況にもかかわらず、外国にルーツを持つ子どもにとって、高校教育が依然として十分に門戸を開かれていないとすれば、それは現代日本の大きな社会問題の一つといえるのではないか。

4 高校入試における特別な配慮

高校入試において、特別な配慮のはしりは1980年代に始まった「帰国子女特別選抜」であり、その後1990年代には「中国帰国者特別選抜」が導入されるようになった。そして高校入試において、外国人をはじめ外国にルーツを持つ生徒に配慮する必要が意識されるようになったのは、今世紀に入ってからのことであり、都道府県が相次いで取り組んで何らかの制度を導入するようになったのはたかだかこの10年ほどのことである。

高校入試において現在行われている特別な配慮は二つに分かれる。一つは特別措置を講じるというもので、もう一つは特別枠を設けるというものである。「外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会」による調査においては、これら二つは次のように区別されている。入試特別措置とは、「一般入試を一般の生徒とともに受験する際に、何らかの

措置を受けられる場合の措置」であり、例えば試験時間の延長、漢字にルビ、辞書の持ち込み、小論文の翻訳、問題用紙の拡大コピー、別室受験、注意事項の母語表記、試験教科の削減などである。都道府県や政令都市等の中には特定の措置を講じる場合と保護者等とからの申請に基づき協議により措置を決定する場合とがある。

他方、特別入学枠とは、「特定の高校に、外国人生徒や中国等帰国生徒を対象とした入学枠があり、特別な試験を受けられる場合の枠」を指す。例えば、兵庫県のように県内の3校に特別枠を設け、学力検査でも作文と面接のみを実施しているなどの例がある。

さて、2020年1月現在の調査によると、都道府県、政令都市等における高校入試における特別措置、特別枠の実施状況は表4-1¹のとおりである。この表では、高校入試の現状を全日制高校と定時制高校のそれぞれで、特別措置の実施、特別枠の実施、特別措置・特別枠の実施、どちらも実施せず、という四つに分類している。

表4-1 2020年度高校入試における外国人生徒に対する特別な配慮を実施する都道府県・政令都市等の数

	特別措置	特別枠	特別措置＋特別枠	実施せず
全日制高校	31 7	20 5	12 1	4 2
定時制高校	30 9	7 1	6 0	10 0

この表を見れば、全日制高校について外国人受験生のために何らかの特別措置を講じている地域は47都道府県のうちの31都府県。そのほかに、特別措置の内容を明記している都府県の数であり、申請があれば必要に応じてあることがわかる。特別措置を考えるなど、明確に制度化していなかったりする道県が

¹ 各欄の数字右側が都府県の数、左側が政令都市等の数。調査未実施が1県1市ある。なお、集計上「その他」と分類され、その中身が不明な県・市もあるが、本表には含まれていない。

(出所)「すべての外国につながる子ども若者の教育保障を考えるシンポジウム」(2020年1月13日)における小島祥美氏作成の「2020入試まとめ案」より筆者作成

4、まったく行っていない県が10ある。

設置する高校に特別枠を設けているのは18都府県で、両方ともに実施しているのは12都府県である。特別措置と特別枠の両方を制度化しているのは12都府県である。外国人生徒の入学に特別措置と特別枠のどちらがよいか、という問題は一般論で答えることは難しい。特別枠が設けられるのは、その地域の一部の学校に限られているので、現状では特別措置と特別枠の併用で対応するのが妥当な考え方であると思われるが、その二つの併用は全都道府県の4分の1に留まっているのである。

5 高校進学後の学習に伴う困難

次に、高校進学「の入口」ではなく、入ってからの問題に目を向ける。入学した高校生は卒業に至っているのだろうか。文部科学省が実施した調査²によると、日本語指導が必要な高校生等(中等教育学校生徒を含む)の中退率は2017年度で9.6%(全高校生等では1.3%)とほぼ1割に達している。こうした中退率の高さはその後の調査の結果を見ても改善されてはいない。このように中退率が高い理由は次の三つの面から考えられる。

まず第一は、経済的な理由である。外国人生徒家庭の厳しい経済状況が教育を受ける機会を遠ざける大きい理由であることはつとに指摘されてきた。発給されたビザが「家族滞在」では奨学金の受給資格要件を満たさないという問題もあり、外国人生徒にとっては奨学金を得て教育を受けるという道が狭いという現実がある。

第二に挙げられる理由は、高校教育の内容面であろう。学習言語として高校段階に求められる日本語のレベルは高く、日本に来てからの年数の短い外国人生徒が首尾よく高校へ進学したとしても一般生徒に混じってカリキュラムを履修することは容易ではない。小中学校だけでなく高校でも「特別の教育課程」を編成することは可能だが、現状ではそうした教育内容面での配慮は小中学校

² 文部科学省総合教育政策局(2018)『「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」の結果について』

と比べても格段に不十分である。

第三の理由として挙げられるのは、学校がもつ文化やそこでの人間関係である。日本の高校にもある同調性を暗黙裏に強いる文化は、それに適応することが難しければ外国人生徒にとっては馴染みにくく息苦しいもの感じられる。また、校内で圧倒的に少数である外国人生徒が友人関係をうまく作れず、孤立して学校に居場所を持たなくなる、ということも起こりやすいのである。

外国人をはじめとする外国にルーツを持つ生徒たちが高校で学び続け、課程修了をステップとして次の進路を切り開くことを支援するうえで、その阻害要因となっているこれら三つの理由を解消することは急務である。

また、文部科学省調査の結果から高校卒業後の進路に注目すると、大学や専修学校への進学と就職という二つの進路がある。進学については、「日本語指導が必要な高校生等」の進学率は42.2%と、全高校生等の71.1%より30ポイント近くも低い。就職率は34.8%だが、そのうちの40%を非正規就職者が占めている。そして卒業にまで至りながら、進学も就職もしていない者の比率が18.2%と、全高校生等の6.7%を大きく上回っている(文部科学省、2018)。高校を卒業した後、進学するのに明らかな困難があり、就職しても非正規雇用となるケースが多く、しかも進学も就職もしない者が2割近くに及ぶという進路状況は、外国人生徒にとっての高校教育の意義やそのあり方を考える糸口にならない。

6 高校教育充実施策の現状と課題

外国にルーツを持つ生徒のための高校教育の充実 日本の教育における重要課題の一つとして、ようやく認識されるようになってきた。文部科学省でもこの数年、必要な施策の検討を進めてきており、2019年には「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を発足させ、翌年3月には「外国人児童生徒等の教育の充実について(報告)」を得ている。この有識者会議は、外国人の子どもが共生社会の一員として、今後の日本社会を形成する存在であることを前提にした検討を行い、報告を行った。その内容は、(1) 指導体制の確保・充実、(2) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善、(3) 修学状況の把握、就

学促進、(4) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実、(5)異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援、と多岐にわたっている。同報告では、これらの5点に関して「速やかに実施すべき施策」と「実現に向けて取り組む課題」に分けて示しているが、その中で高校に関しては、公立高校入学選抜における先進事例を自治体に提供すること、日本語指導体制の構築や進路指導・キャリア教育に対する国の補助事業の継続。拡充を「速やかに実施すべき施策」として挙げている。また、「実現に向けて取り組む課題」としては「特別の教育課程」の適用を含め、日本語指導方法やその制度のあり方を検討する必要性を示している（外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議、2020）。高校入試における特別の配慮にとどまらず、日本語指導をはじめ入学してからの教育の内容・方法のあり方へと関心が広がってきたことがわかる。

日本学術会議もまた、2020年8月に「外国人の子どもの教育を受ける権利と修学の保障—効率高校の「入口」から「出口」まで」という提言をまとめている。その内容は包括的で、改善のための方向性として列挙されている項目を挙げると、(1)実態を知るためのデータの必要性、(2)外国人の高校進学を進めるための改善策（特別枠・特別措置の改善）、高校入学後の支援体制に関する改善策（日本語・学習支援、学習意欲・動機を強める支援、教員・日本人生徒の意識向上）、(4)高校進学後の進学・就職（大学での推薦入学や特別枠による進学支援、在留資格の切り替えや企業の採用努力による就職支援）の四点である。まさしく、「入口」から「出口」まで、そして「出口」の後を考えなければならないことを示唆している。

この「提言」が指摘しているように、「後期中等教育における外国人生徒に関する施策は、義務教育段階に比べて遅れている」（日本学術会議、2020）のである。

まずは、高校への進学を促進するための、入試における特別枠・特別措置の設置をいっそう拡大し、現在の高校の準義務教育状況が外国人生徒にも及ぶようにすることが重要である。そのうえで、入学した生徒が中退に陥らないために、学習意欲・学習への動機付けを高めるために、義務教育段階並みに人員配置を含む制度整備を図ることが重要である。

高校は小・中学校に比べて、カリキュラム編成上の自由度が高い。学校設定

教科・科目を学校独自に設けることもできる。そうした自由度を生かした取り組みが広がることを期待する。すでに、文部科学省も日本語指導を高校の正式な単位科目として認める方針を打ち出している³。小・中学校では「特別の教育課程」として日本語を抽出指導することができるが、高校でのその導入は今後の課題として残されており、現在のところ日本語指導は放課後のエキストラの講座に留まっている。

高校教育の機会は外国にルーツを持つ青少年にも等しく提供されなければならない。入試における特別な配慮はもちろん必要である。しかし、受け入れるだけで十分でないことは明白である。かれらのバックグラウンドも、日本での滞在期間も、日本語能力も多様であることを踏まえて、その多様性を受け入れ、かれらにとって意義のある学びができるように「特別の教育課程」といった仕組みをも生かしつつ、生徒の実情に合致した各学校の教育上の手立てが求められている。

そうした各学校の取り組みが活発に展開されるには、国と設置者である自治体によるしっかりとした行政的な後押しが不可欠であり、それにはスピードが求められている。行政による迅速な施策化には正確な状況把握と、先進的な取り組みを進めてきた学校の経験に関する情報共有がきわめて重要である。外国にルーツを持つ青少年に、かれらの将来の礎となるような高校教育をどのように保障するのかという問題は、教育を受ける権利の保障という観点からはもちろん、日本がこれからの社会のあり方として展望しなければならない共生社会の実現のためには、避けて通ることができない応用問題でもある。

〔参照文献〕

中央教育審議会初等中等教育分科会新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（2020）新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～（令和2年11月13日）
日本学術会議（2020）「（提言）外国人の子どもの教育を受ける権利と修学の保障—効率

³ 日本経済新聞電子版（2020年11月25日20時52分）

高校の「入口」から「出口」まで

認定 NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ (2020) すべての外国につながる子ども若者の教育保障を考えるシンポジウム(2020.1. 13 名古屋 配布資料)[http://me-net.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/01/1.13_シンポジウム配布資料_\(小島_6_2020_入試まとめ案\).pdf](http://me-net.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/01/1.13_シンポジウム配布資料_(小島_6_2020_入試まとめ案).pdf)

宮原誠一 (1966) 青年期の教育、岩波書店

文部科学省総合教育政策局(2018)『「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 (平成 30 年度)」の結果について』

第5章

外国につながる子どもの高校進学と修学の課題

橋本義範

はじめに

2019年4月、改正入管法が施行され、新たに外国人労働者を受け入れるための在留資格「特定技能」の新設が盛り込まれたことを契機に、多くのメディアで国内の外国人労働者の話題が取り上げられた。さらに外国につながる子どもの教育にも関心が向けられ、いくつかのニュースが話題となった。その一つが文部科学省が2019年に公表した『外国人の子供の状況等調査結果』である。小、中学校で約12万の外国人児童生徒のうち不就学の可能性のある児童生徒が約2万人存在するという。また、同年の『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査』では日本語指導が必要な公立高校生のうち、9.61%が中退していることも判明した。全国の公立高校生の中退率の1.27%と比較すると、日本語指導が必要な生徒は7倍以上の割合で中退していたことになる。ちなみに同調査で大阪は6.2%¹であった。今回の文科省の調査対象の「外国人の子供」と「日本語指導が必要な児童生徒」は異なるカテゴリーに見えるが、どちらも「外国につながる子ども」として考えることができる。二つの調査結果からは「外国につながる子ども」にとって日本の教育を受けるうえで困難な課題が存在することが明らかになったといえる。

ここでは、外国につながる子どものうち母国での学業途中で日本の学校に編入学した子どもが高校進学と修学を達成するため、どのような支援が行われているか大阪を例に示し、さらにその課題も報告する。

¹ 章末の資料5-1参照 全国調査に加え、大阪府教育庁に問い合わせたデータを表にした。

1 大阪における民間、自治体の学習支援

外国につながる子どもは一般の生徒に比べ、日本語の習熟度や学習歴（母国と日本のカリキュラムの相違）の差により、不利な状況での高校受験となる。そのため、それを補うための民間団体の支援や自治体の施策がある。

(1) 民間団体による学習支援

一般の日本語教室は大半が大人対象であるが、子ども向けの支援教室は対象者のニーズに合わせて、日本語学習に加えて学習支援も行っている場合が多い。例をいくつかあげると高校受験指導を行っている『こどもひろば』は大阪国際交流センターと共催で支援教室を開いている。さらに、『こどもひろば』は学習支援にとどまらず母国で中学校まで終えた生徒が直接、府立高校を受験する場合の教育委員会への応募資格審査申請のサポートも行っている。他の活動ではおおさかこども多文化センターの『サタデークラス』、西淀川インターナショナルコミュニティの『きらきら』などの活動がある。ここにあげたのは筆者の周辺にある取組みをあげたが、府内の他の地域でも多くの支援活動があり、ほとんどがボランティアで行われているのが現状である。本来、大阪府や自治体など公的機関が行わねばならないことであるが、民間の活動は対象の子どもにとっては非常に重要な役割を果たしている。

(2) 自治体の支援施策

大阪市は「日本語指導が必要なこどもの教育センター校」（小学校 6 校、中学校 6 校）を設置しており、来日まもない子どもが一定期間、自分の在籍する学校とは別にセンター校に通級し、日本語などを学ぶ。さらに 2020 年度より「外国からの児童生徒の受け入れ・共生のための教育推進事業」が始まり、プレクラスの実施、日本語指導員・母語指導員の配置などの支援もはじまった。大阪市以外の自治体もそれぞれの施策を行っている。

2 大阪府教育庁の入試における施策

日本語力や学習歴において一般の生徒に対して不利な状況にある生徒が公

立高校を受験²する際には、日本の学校に編入した時期による制限があるが配慮措置を受けることができる。

さらに一般の生徒とは別に選抜する、いわゆる特別枠としての「日本語指導の必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」（以下入試を「枠入試」、実施校を「枠校」と略す）も設定されている。

まず、大阪の施策を紹介し、さらに全国³と比較してその特徴を述べる。

(1) 一般入試における配慮措置

一般の生徒と同じ入試枠で受験する際の受験場での配慮。合否の判定は一般の生徒と同じ基準で行われる。

- ・対象者

帰国または入国後、原則として小学校第1学年以上の学年に入学した者

- ・内容

学力検査時間の延長（約1.3倍）

英語以外の辞書使用可（例 日中辞典）

問題は小学校での学習漢字以外にふりがな

作文または小論文形式の問題でキーワードを外国語で示す

(2) 「日本語指導の必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」

いわゆる「特別枠」。2016年度までは「中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜」の名称であった。

- ・対象者

原則として中国等から帰国した者、または外国籍を持っている者で、小学校4年以上の学年に編入した者。

- ・受検科目

作文（母語可）、数学、英語（リスニングを含む）

² 入試を受ける際の用語として「受検」「受験」の用語がある。教育庁は学力検査を受けることから「受検」を使用するが、ここではより広い意味の「受験」に統一する。

³ 地域により内容が大きく異なるが配慮措置は全国で41地域（33都府県、8政令指定都市等）、特別枠は26地域（21都府県、5政令指定都市等）で実施、設定されている。

（「外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会」2020年調査）

辞書持ち込み2冊まで可（英語以外）

・実施校と定員

福井（14名）、東淀川（16名）、門真なみはや（14名）、布施北（12名）
八尾北（14名）、長吉（12名）、成美（14名）

枠入試の対象者は国籍を問わず、日本在籍年数が6年以内（他の地域では3年以内が多い）。受検科目に国語がないこと、作文は母語でも可能であることなどは日本語習得が不十分な生徒にとっては入試の壁を低くしている。さらに定員内不合格は出さないことも重要である。例えば定員240名の学校に230名の志願者の場合、欠席しない限り不合格者は出さない。しかし、他の一部の地域では学力などで問題がある場合は、志願者が定員数に満たない場合でも不合格の判定が出ることがある。このような考え方を「(高校) 適格者主義」というが、今や高校進学率が約98～99%の社会状況を考慮すると、この考え方はとるべきではないと考える。

3 入学後の支援

大阪府の施策は、全国の関係者から枠入試及び入学後の支援内容について「東の神奈川、西の大阪」と、呼ばれるように高く評価されている。

先に示した日本語指導が必要な生徒の高校退学率が一般生徒の7倍以上という結果にも示されているように、高校入学後も不十分な日本語力や母国と日本のカリキュラムの相違による学習歴の差により、高校修学に課題が生じる生徒も存在する。それらの生徒に対しては適切な入学後の支援も必要であることはいままでもない。

ここでは日本語指導が必要な生徒への入学後の支援である日本語教育学校支援事業と、枠校の教育内容について述べる。

(1) 日本語教育学校支援事業（通称「ピアにほんご」）

- ・NPO 法人おおさかこども多文化センターが大阪府教育庁から事業受託
- ・主に枠校以外の一般の学校（少数在籍校）の生徒向け
- ・教育サポーター（生徒の母語理解者や日本語指導者等）の派遣

- 授業での学習支援、母語での教科指導サポート、学校生活の相談サポート
- ・保護者懇談における通訳派遣など専門的事業の展開
 - ・その他、学校への日本語指導、教材紹介、専門性のある支援員による相談対応など

(2) 「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜実施校」(粋校)の支援

粋校では基本的には各校独自に支援が行われるが、共通する支援内容を4つの項目に分類して説明する。

① 学びの保障

- ・日本語教育

粋校の特徴の一つは十分な日本語指導である。カリキュラムに「日本語」関連科目を置き、日本社会で生活していくための基本的な力を育む。

- ・母語教育

それぞれの生徒の母語力向上のための学習機会を設定している。卒業単位として認める「学校設定科目」、あるいは放課後に時間を設けるなど、それぞれ工夫して学習機会を設定している。母語を保障する取り組みは全国的にも稀であり大阪の粋校の特色である。

- ・抽出授業（取り出し授業）

「国語」系科目はもちろん、「社会」「理科」関係科目も学習内容が母国のそれと大きく異なり、日本での学習歴が浅い生徒にとって、一般教室での学習は非常に困難である。体育、芸術等実習科目以外では日本語習熟度の低い生徒を対象とする抽出授業でやさしい日本語による授業を行っている。

② 心理的支援

- ・居場所

枠入学者を構成員とするクラブ活動を組織し、高校生活を充実させるための諸活動を行なっている。例えば民族舞踊を学び、文化祭、地域の国際交流祭などで発表する活動など。活動拠点として校内の教室を枠入学者が集う居場所として活用している。

- ・民族アイデンティティの確立

府内の外国につながる高校生が集うイベントへの参加を通じて、民族アイデ

ンティティを意識する機会を経験させている。教職員の研究団体が主催する「新入生歓迎高校生交流会」、母語によるトークイベント「Wai Wai トーク」など、同じ立場の生徒が集う場での仲間づくりを促している。

- ・自尊感情の育み

これまでの日本の学校生活で孤立状態になったり、あるいははじめを受けて、自己肯定感を失う生徒、あるいは使用言語の混乱や複雑な家庭環境からアイデンティティの確立が困難な生徒も存在する。学校は生徒の自己肯定感を高める取り組みも行っているが、その一つに学校と大阪メトロ、NPO との協働による企画「地下鉄案内通訳ボランティア」を実施している。母語あるいは英語を話せる生徒が夏休みなどの長期休みを利用して御堂筋線なんば駅などの券売機前で訪日観光客向けの交通案内である。母語の活用による社会貢献に参加することで自尊感情を高める活動ともなっている。(2020年度はコロナ感染を避けるため中断)

③ 進路保障

- ・就労支援

企業が外国につながる生徒への理解を深めるための広報、あるいは事前選考にならないよう配慮しながら応募企業との連絡など生徒の就労活動を支援する活動。

- ・進学支援

基本的には一般の生徒と同様の指導に加えて、特性としての母語を含む複数言語の力を活用できる入試枠への受験指導。また、一般の奨学金や外国人向け奨学金情報の提供などを行う。母校としての積み重なった経験は、母校の強みとなっている。

④ 社会的支援

生徒、保護者の同意を得て在留資格や家庭状況などを把握する。生徒を取り巻く法的制度の理解は支援を行ううえで不可欠であり、学校側がこの理解なくして、十分な支援を行うことはできない。また、保護者懇談の通訳配置など保護者への言語的支援も行われている。

4 高校進学、修学支援の課題

(1) 少数在籍校の増加

近年は枠校以外の一般校にも日本語指導が必要な生徒が入学する機会も増えており、このような学校を「少数在籍校」と呼んでいる。少数在籍校は枠校と異なり同じ立場の仲間がいないか、あるいは少数で孤立状態となったり、授業内容が理解できないことなどが重なると学校に適應できない状況を生むことになる。学校は対象生徒に「新入生歓迎高校生交流会」、「Wai Wai トーク」などに参加を促したり、枠校のノウハウ・経験を学ぶことにより支援策を講じる必要がある。

少数在籍校は今後も増えていくものと推測される。

(2) 不足する日本語指導の専門家

2014 年度より小中学校で認められた「特別の教育課程」としての日本語指導は 2023 年度から高校でも始まり、学校の日本語指導の取組みは前進する。しかし、このことにより日本語指導教員の増員が必要になることは明白である。日本語指導の専門家が常勤する枠校では指導の体制は整っているが、残念ながら少数在籍校では日本語指導の経験がない教員や国語教員が対応している。日本語指導という専門性を習得するための教員研修や専門家の養成を充実する必要がある。

(3) 「見えない」ダブルリミテッドの生徒への支援

本稿では言及しなかったが来日後の初期指導が十分でなかったり、母国と日本を幾度も行き来することで学校での教育が中途半端となり母語も日本語も不十分な子どもが存在する。このようなダブルリミテッドの子どもは生活言語ができることにより、見逃されてきたため高校進学の際に初めて課題が明らかになる場合がある。これらの生徒の早期の発見と支援を充実させる必要がある。

結びとして

外国につながる子どもの教育に関わる人々の間では、大阪府の特別枠校、大阪市の小中学校のセンター校方式などは全国の中でも先進的と評価されている。このような施策が展開されてきた大きな理由は、これまで多くの人々が培ってきた在日韓国・朝鮮人教育、同和教育、支援教育など人権教育の伝統であ

る。しかし子どもを取り巻く社会環境は予測もつかないほど大きく変化している。良き伝統を引き継ぎつつも、新しく生まれた課題に取り組みねば悪しき伝統と成り下がるだろう。

本稿ではマイノリティである外国につながる子どもたちに対して日本社会で生きていくため、どのような支援が行われているかが主題であった。しかし、マイノリティが本当に過ごしやすい社会になるためにはマジョリティ側の日本社会も「内なる国際化」を進める必要があると考える。マジョリティの変容は、大きなエネルギーが必要と考えがちであるが、実はそうでもない。例えば公共施設の多言語対応による多文化化や役所などでのやさしい日本語の活用などである。マジョリティの小さな変容により、マイノリティが日本社会で生きていく上で大きな支援になるのではないだろうか。身近なところから日本社会を見直す作業は、それほど難しいことではない。

資料 5-1 として、次ページに文科省の調査発表に大阪府の教育庁に問い合わせた結果を書き加えた。

日本語指導の必要な高校生の中途退学率①が非常に高い。しかし、全国の数字に比べ大阪府は少し低いことも確認できる。上級学校への進学率②も一般生徒のそれに迫る結果が出ている。

就職に関しても、③の正規就職率は母数が少ないので比較にはならないと考える。④の進学も就職もしていない者についても大阪の特徴が出ている。

資料 5-1 平成 29 年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況
(文科省発表および大阪府教育庁への聞き取りから)

① 高校中途退学率（以下各表は特別支援学校の高等部は除く）

	在籍している 生徒数	中途退学した 生徒数	中退率
全国の日本語指導が必要な高校生等	3933	378	9.6%
大阪府の日本語指導の必要な高校生	341	21	6.2%
全国の高校生等	2,295,416	28,929	1.3%

② 上級学校への進路状況

	高等学校を卒業 した生徒数	上級学校に進学 等した生徒数	進学率
全国の日本語指導が必要な高校生等	704	297	42.2%
大阪府の日本語指導の必要な高校生	93	62	66.7%
全国の高校生等	750,315	533,118	71.1%

③ 就職における非正規就職率

	高等学校等を卒業 した後、就職 した生徒数	高等学校等を卒業 した後、正規 又は一時的に就 職した生徒数	就職者にお ける非正規 就職率
全国の日本語指導が必要な高校生等	245	98	40.0%
大阪府の日本語指導の必要な高校生	16	7	43.8%
全国の高校生等	158,135	6,746	4.3%

④ 進学も就職もしていない者の率

	高等学校を卒業 した生徒数	高等学校等を卒業 した後進学・就 職・帰国して いない生徒数	進学も就職 もしていな い者の率
全国の日本語指導が必要な高校生等	704	128	18.2%
大阪府の日本語指導の必要な高校生	93	9	9.7%
全国の高校生等	750,315	50373	6.7%

第6章

外国にルーツを持つ子どもと家族への支援

～養護教諭への聞き取りから

森口由佳子

1 国内の外国人の推移と都道府県別の児童生徒数の傾向

1-1 国内の外国人の推移と在留外国人の構成比

国内に滞在する外国人の推移は、令和元(2019)年末現在、法務省の調査¹⁾によると、7年連続で上昇しており、総数2,933,137人となっている。その内訳は、特別永住者312,501人(10.7%)、中長期在留者2,620,636人(89.3%)であり、約9割は中長期在留者が占めている。

中長期在留者に関する令和元(2019)年末現在の在留資格別にみた在留外国人の構成比の結果によれば、日本語の支援を必要とする児童生徒等のいる割合が他よりも高いと推察される「家族滞在」(201,423人、6.9%)および「日本人の配偶者等」(145,254人、5.0%)の合計は、346,677人であり、全体の1割強(11.9%)を占めている。また、令和元(2019)年末現在の国籍別在留外国人の構成比をみると、中国(813,675人、27.7%)と韓国(446,364人、15.2%)が長く上位2位を占めている。3位のベトナム(411,968人、14.0%)は他の上位国と異なり、5年前の平成26(2014)年末には約10万人(99,865人)であった人口が、その後1~2年毎に順位を上げて約4倍に増加している。そして、4位以降は、フィリピン、ブラジル、ネパール、インドネシア、台湾、米国、タイの順となっている。

次に、令和元(2019)年末現在の地域別在留外国人の構成比について10位までをみたところ、5%以上の比率を占める都道府県は6位までであり、順に、東京都、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県、千葉県となっている。それに、兵庫県、静岡県、福岡県、茨城県が続いているが、半数が関東地方である。そ

して、福岡を除く残り全てが中部地方か近畿地方のいずれかである。また、この10位までの都道府県が国内全体の外国人滞在者の約7割（71.6%）を占めている（表6-1）。

表 6-1 地域別在留外国人の構成比の上位10位(2019)

	都道府県（人数）	外国人比率 （構成比）	地域区分
1位	東京都（593,458人）	20.2%	★関東地方
2位	愛知県（281,153人）	9.6%	◇中部地方
3位	大阪府（255,894人）	8.7%	○近畿地方
4位	神奈川県（253,233人）	8.0%	★関東地方
5位	埼玉県（196,043人）	6.7%	★関東地方
6位	千葉県（167,512人）	5.7%	★関東地方
7位	兵庫県（115,681人）	3.9%	○近畿地方
8位	静岡県（100,148人）	3.4%	◇中部地方
9位	福岡県（83,468人）	2.8%	□九州地方
10位	茨城県（71,125人）	2.4%	★関東地方

1-2 都道府県別の児童生徒数の傾向

ここでは「1-1 国内の外国人の推移と在留外国人の構成比」に示された国内の地域別在留外国人数に関する上位10位までの地域の学校に通う日本語指導が必要な外国にルーツのある児童生徒数の傾向について見ていくこととする。

日本語指導が必要な外国籍の子どもに関する最近の文科省の行った調査²⁾によると、平成20(2008)年から平成30(2018)年の10年間に1.4倍に増加している。同様に、日本国籍の児童生徒の中にも、日本語指導が必要な子どもが増加しており、この10年間で2.1倍となっている。

都道府県別に日本語指導が必要な外国籍と日本国籍の合計児童生徒数が示されたデータ²⁾によると、前出の上位10位までの都道府県の内、5%以上の

比率を占めた都道府県については次の通りとなっている。

東京都は 4,586 人、愛知県は 11,276 人、大阪府は 3,632 人、神奈川県は 6,076 人、埼玉県は 2,706 人、千葉県は、2,217 人である。7 位以降についてもそれぞれ、兵庫県は 1,307 人、静岡県は 3,411 人、福岡県は 696 人、茨城県は 1,449 人である。これらの内最も数が少なかった福岡県の 696 人（約 700 人）よりも多い都道府県は、関東地方で先ほど上がっていなかった残りの 2 県である群馬県（1,424 人）と栃木県（843 人）および、中国地方の広島県（712 人）となっている。

**表 6-2 地域別の日本語指導が必要な児童生徒数
（在留外国人構成比の上位等）（2019）**

	都道府県（人数）	外国人比率 （構成比）	地域区分
1 位	東京都（4,586 人）	20.2%	★関東地方
2 位	愛知県（11,276 人）	9.6%	◇中部地方
3 位	大阪府（3,632 人）	8.7%	○近畿地方
4 位	神奈川県（6,076 人）	8.0%	★関東地方
5 位	埼玉県（2,706 人）	6.7%	★関東地方
6 位	千葉県（2,217 人）	5.7%	★関東地方
7 位	兵庫県（1,307 人）	3.9%	○近畿地方
8 位	静岡県（3,411 人）	3.4%	◇中部地方
9 位	福岡県（ 696 人 ）	2.8%	□九州地方
10 位	茨城県（1,449 人）	2.4%	★関東地方
12 位	群馬県（ 1,424 人 ）	2.1%	★関東地方
14 位	広島県（ 712 人 ）	1.9%	▽中国地方
16 位	栃木県（ 843 人 ）	1.5%	★関東地方

日本語指導が必要な児童生徒数の調査結果において国内 1 位の愛知県（11,276 人）は、2 位の神奈川県（6,076 人）をはじめとした 2 位以下

に大差をつけて高値である。また、愛知県（11,276人）は、その所在する中部地方内においても、2番目に多い静岡県（3,411人）に比し、3.3倍の高倍率になっている。中部地方内の日本語指導が必要な児童生徒数について、9県中5県は400人以下（146人～398人）であり、県によるばらつきの大きい地域ともいえる。一方、関東地方はすべての都県に日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍している地域となっている（表6-2）。

2 養護教諭へのインタビュー調査

2-1 調査方法および結果

1) 調査対象地域

調査対象地域はすべての都県に日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍している地域となっている関東地方とした。

2) 調査時期および方法

関東地方に勤務する養護教諭へ2020年12月～2021年2月に電話によるインタビューを行った。

調査内容は、関東地方に勤務する養護教諭複数名がこれまでに対応した小学校及び中学校勤務時の状況についてである。その時の保健室業務の中で、外国籍の児童生徒とその保護者と接するとき特別な配慮を必要としたり、困難を感じたことのある内容、改善への取組み、参考となったりよく活用している資料などについて聞き取りを行った。

3) 結果

児童生徒およびその保護者等への対応経験の多い国籍は、ベトナム、スペイン、中国、韓国等であった。

インタビュー内容に関する結果の詳細は以下の通りであった（表6-3）。

表 6-3 保健室業務の中で外国籍の児童生徒および保護者等へ対応した事例

1. 小学校：
① 健康診断に必要な検体を自宅で採取することの説明に対する理解が不十分であった保護者への対応を要した
② 食文化の違いから学校給食を摂取せず、昼食時に帰宅する児童の見守り
③ 就学検診には通訳ボランティアが相談に乗ってくれる
④ 保健室からのお便りはすべてフリガナを付けている
2. 中学校：
① 感染予防のための校内入室制限の説明方法に戸惑うことがあった
② 日本語が分からない保護者への健康診断項目の説明には対訳表が役立っている
③ コロナ禍では最新の感染予防ガイドライン等の情報に関し、他の都道府県や複数の教育委員会等のホームページに挙げられている資料も参考となった YouTube に発信されているものを含む
④ 保健調査票は所在地の担当課が対訳語を複数作成しており、活用している
⑤ 結核検診問診表や心臓病調査票など必ず使用するものも対訳語があるとよいため希望している
⑥ 歯科衛生士による歯のチェック時の対訳語がなく、外国語の教科書を見ながらフリガナを振った
⑦ 日本語が不十分な生徒とのコミュニケーション時、教員は翻訳機（ポケトーク等）も使用している
⑧ 入学時の保健調査票や健康診断表は、対訳語がないと困る
⑨ 職員室や事務室には入学している生徒の母国語も記載している
⑩ 結核高まん延国から帰国した生徒のレントゲン検査が未受診の場合、学校所在地周辺の複数の指定病院において無料で受診できる仕組みが作られている
⑪ 入学説明会には、通訳の人が来てくれている
⑫ 内科検診は必ず問診があり、対訳表を見ながら答えてねと説明する
⑬ 文部科学省や教育委員会のホームページに多言語でのパンフレットがあり、活用している

2-2 まとめ

学校現場では、日本語の不十分な児童生徒への対応として、対訳集や翻訳機を活用する、あるいは配布資料にフリガナを振る、掲示物に在校生の母国語を表記するなどの工夫がなされていた。また、国や教育委員会等は、複数の外国語に関する対訳表や音声等のコンテンツを作成している。そして、それは無償提供されており、学校現場における日常業務の円滑化に役立っている。それと同時に翻訳機も年々進化しているが、日本語が不十分な児童生徒や保護者等とのコミュニケーションツールとしては欠かせないものとなっている。さらに、通訳ボランティアや地域指定病院との提携により、経済的に支援を要する児童生徒を含む、すべての子どもが健康診断を受けられるようにすることで、感染症を含む病気の予防にも貢献している。このような様々な先駆的な取り組みには参考になるところが多い。

一方で、結核検診問診票や心臓病調査票などの対訳版も必要であることが分かっている。そのため、作成に必要な経済的な支援等を検討しながら、まずは外国籍の児童生徒が多い地域から順次取り入れながら改良を重ね、そして、国内全体に行き届くことが望まれる。

今年度はコロナ禍により、感染症対策が随時更新され、短いスパンで新たな判断を要する事項が多々存在した中で、国の更新情報と合わせて、各都道府県や複数の教育委員会等が web 上に公開した情報が有効に活用されていた。

コンテンツ等や人材の充実は教職員の業務負担を減らすことにもつながり、しいては本来、現場の教職員が取り組みたいと考えているさらに質の高い教育を目指すことも可能とするため、今後のさらなる改善にも期待がかかっている。

[参考文献]

- 1) 法務省 出入国管理庁：令和元年末現在における在留外国人数について 令和2年3月37日 http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri04_00003.html
- 2) 文部科学省 総合教育政策局：資料2 外国人児童生徒等教育の現状と課題、令和2年3月 https://www.soumu.go.jp/main_content/000684204.pdf
- 3) 文部科学省総合教育政策局 国際教育課 日本語指導係：外国人児童生徒教育のための情報検索サイト「かすたねっと」(全国で公開されている多言語の文書検索)

<https://casta-net.mext.go.jp/bunsho/>

第7章

「仮放免」の子どもたち

川本綾

1 はじめに

昨年の10月、ペルー出身の母子をめぐる、ある裁判が各種メディアで報道された。非正規滞在のペルー出身の両親をもち、日本で生まれ育った姉弟とその母が、2015年に強制退去命令が出されたことに対し、子どもの権利条約に反するとして在留特別許可を求め、大阪高裁に控訴した訴えが棄却されたのである。日本生まれのこの子ども達は在留資格がないまま育ち、高校生、大学生となったが、この判決により、行ったこともなく言葉もわからない親の国へ速やかに戻ることが引き続き求められた。そして、判決のなかでは、2015年に強制退去命令に従って帰らず、日本に居続けたことでペルーの言葉や文化に対応する機会を放棄したのだから、日本でこのまま勉強を続けたい、言葉も文化もわからないペルーには帰れないという訴えは認められないという、子どもの立場を全く無視した一方的な主張がなされた。

現在のところ、このように在留資格上「いるのにいない」ことにされている「仮放免」の子どもたちが、日本には約300人いると言われている。この子どもたちは、在留資格がないため住民登録もされず、社会保障や各種助成金のほとんどからも対象外とされる。そのため就学や進学においてきわめて困難な状況に置かれ、同級生が当たり前思い描く将来図を描くことができない。筆者は、カトリックの教会内外で行われている人権や平和にかんする活動を支えるネットワーク組織である、カトリック大阪大司教区社会活動センターシナピス（以下シナピス）で勤務しているが、業務の大きな部分を難民移住者支援が占めている。その中で冒頭の子ども達をはじめとする仮放免の子ども達やその親と出会い、生まれながらにして様々な機会から排除されている現状を目にする事となった。本章では、シナピスでの支援活動を通して知った、仮放免の子ど

も達や保護者が直面している事柄を紹介するとともに、子どもが生まれながらに持つ権利について考えたい。

2 仮放免によって在留が認められている人々

仮放免とは、在留資格を持っていなかったり、または有効な在留資格を持っていても期限が切れたため強制送還の対象となっているが、入管に收容されず、一定の制限の下、市中で暮らすことが認められることである。出入国在留管理庁の「出入国管理統計」によると、2019 年末の仮放免者数は 2,217 人で¹、この中には、難民認定申請者や、日本に配偶者がいたり、日本人との離婚を機に在留資格を失った人、バブル期に在留資格を持たないまま働きに来て長年日本で働いてきたが摘発された人、そして在留資格のない両親のもとに日本で生まれた子どもたちなど、様々なケースが含まれている。在留資格がないというと、ともすると犯罪者のような扱いを受けがちだが、実際は、長年日本社会で私達の隣人として暮らしている生活者である場合が多い。一方、出入国在留管理庁による 2019 年末時点の「在留外国人統計」によると、中長期で滞在している外国人がおよそ 262 万人いるが²、この人々は、生活保護、児童手当、国民健康保険等、各種社会福祉制度が日本人同様に適用され、情報へのアクセスや申請などの手続きに問題があるにせよ、困ったら制度的な行政支援を受けられる。しかし、仮放免の人々は住民登録が必要な制度的支援が一切のぞめず、就労も認められていない。シナピスでは、教会内外の支援者から寄せられた寄付金を基に、この働きたくても働けない仮放免者も含めた難民移住者への裁判支援、生活支援など年間延べ 500 件を超える相談業務を行っている³。その中に親子

¹ 出入国在留管理庁「出入国管理統計」(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250011&tstat=000001012480&cycle=7&year=20190&month=0&tclass1=000001012482&stat_infid=000031961952&tclass2val, 2021.2.4 検索)

² 出入国在留管理庁「令和元年末現在における在留外国人数について」(http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri04_00003.html, 2021.2.4 検索)

³ 仮放免の人々への支援の内容やコロナ禍における課題にかんしては川本 (2020) を参照されたい。

ともに仮放免中という移住者もおり、子どもの支援にも携わっている。就労が禁止されている親のもとで、各種社会保障や行政支援を受けられないまま成長するということが実際にどういうことなのか、今まで経験した事例を基に見てみたい。

3 仮放免の子どもたちの健康

在留資格がない外国人の親が出産する場合、母子手帳の交付（母子保健法 16 条）や出産費用がない場合の入院助産（児童福祉法 22 条）を受けることができる。また同じく在留資格のない子どもでも、定期的予防接種（予防接種法第 5 条 1 項、同法施行令 1 条の 3）を受けることもできる（日本弁護士連合会、2016：4-6）。しかし、就労が認められず住民登録もないため、厚生年金保険、国民健康保険ともに加入できず、医療機関に受診する場合は、大人、子どもにかかわらず基本的に 10 割を負担しなければならない。ただ、費用が払えない状況であっても受診が必要な時が当然のことながらあり、その時は支援者と一緒に「社会福祉法」に規定される無料低額診療事業を利用して、低額で受診させてくれる病院を探すこととなる。子どもも同様で、学校にいる時の怪我などは学校で加入する保険が適用されるが、熱が出た、お腹が痛い、歯が痛いなど、子どもがよく訴える体調不良については家庭で受診させなければならない。子どもの病気は待たなしのため高額診療費、薬代をなんとか準備して受診させても、精密検査が必要ということになったらお手上げである。そのような場合は、無料低額診療事業を行っている病院を探すこととなるが、初診の場合は受診の前に医療ソーシャルワーカーによる生活状況の聞き取りがまず行われ、制度が適用されるかどうかは院内での協議が必要なのですぐに返事ができないという説明を受ける。そして具合の悪い子どもを抱え、費用について不安を抱えたまま検査を受けることとなる。

例えば、母子ともに仮放免者で、在留資格を求めて裁判中だった A さんは、気軽に受診できる状況にないため、普段より小学校低学年の子どもの健康に細心の注意を払っている。しかし、学校で行われる眼科健診、耳鼻科健診、歯科健診等で学校から「受診させてください」という色紙をもらうと、そのたびに

気が重くなる。健診で引っかかる視力の低下などは、小さい子どもによくあることだが、他の疾患が隠れていることもあるので万が一を考えると早急に受診はさせたい。だが言葉の問題もあり、自分で無料低額診療事業を行っている病院を探すのは難しいため、支援者に頼み、当日も同行してもらわなければならないからである。筆者は実際に眼科、耳鼻科の再検査のためAさんとともに病院を探し、Aさんの自宅からは電車を乗り継いで30分以上離れたところにある総合病院で受診できることとなったが、子どもはその都度学校を半日休ませなければならなかった。親が在留資格を持っていない理由は様々であるが、日本で生まれ育った子どもには全く責任がない。成長の過程でどの子どももかかりつけ医に相談しなければならぬ機会が頻繁にあり、感染症にかかると子どもによっては重症化しやすいため、迅速に精密検査ができる医療機関への受診が求められることもある。せめて子どもだけでも在留資格に関係なく保険制度を適用し、在留資格のある子どもと同じく、自宅近くのかかりつけ医で受診できるようにするべきなのではないのかという疑問が強く残った。

4 仮放免の子どもの教育と進学

日本の義務教育の対象者は日本国籍を持っている者であって、外国籍の住民は対象外という言い方をすることがよくあるが、外国籍で在留資格がなくても自宅近くの公立学校に入学または編入し教育を受けることができる。公立学校での入学・編入にあたっては、当該自治体に住んでいることが要件になっているが、在留資格がなくて在留カードを持っていないと自治体は学齢期に達した子どもたちの情報を把握することができない。しかし、2012年に文部科学省による通達で「在留カード等の提示がない場合であっても、一定の信頼が得られると判断できる書類により、居住地等の確認を行うなど、柔軟な対応を行うこと」とされており、何らかの方法で居住の実態を把握し、就学を認めるように指示している（日本弁護士会、2016：3）。公立学校に入学・編入後は、在留資格がなくても「学校教育法」に定められた、経済的理由によって就学困難と認められる子どもの保護者に対する支援である就学援助制度が適用される。しかし、困るのは進学時である。

数年前、シナピスで支援している日本生まれの仮放免の子どもが高校まで進学し、大学に行って勉強をしたいという希望を持ったことがあった。ちょうど高等教育の無償化制度が始まったころであり、制度的な支援は難しくても何らかの奨学金がないかとスタッフが手を尽くして調べたが、どれも在留資格を持つことが絶対要件となり、結局この子どもを対象とする奨学金を見つけることができなかった。大学に入学してしまえば、場合により大学が独自に設定している奨学金をもらう機会を得るとのことだったが、初年度に支払う入学金等必要経費を準備することが難しかった。親は就労できず、本人も仮放免のため就労はおろかアルバイトをすることも許されていない。日本生まれで日本の教育を受け、親も日本語で接したため両親の出身国の言葉もよくわからないこの子どもは、机を並べて切磋琢磨してきた友人たちとともに、日本でこのまま勉強して社会に貢献できる人材になりたいという強い希望を持っていた。しかし、裁判をして訴えても在留資格が認められないため、各種制度を利用したり自助努力で実現したりする方法が許されていない。かといって生まれ育ったこの国を離れ、もはや頼る人も経済的な基盤も全くない両親の出身国へ帰ることも現実的ではない。この子どもにとって努力をする機会すら与えられない八方ふさがりの状態を、「親の責任」、「自己責任」と一刀両断しなくてはならないのだろうか。

5 国際条約で定められた子どもの権利

冒頭の裁判事例でも、親の事情に関係なく子どもが持つ権利が焦点になったが、そもそも子どもが持つ権利とはなんだろうか。1994年に日本も批准した国連の「子どもの権利条約⁴」では、「締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める

⁴ 「子どもの権利条約」全文（政府訳）

(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html, 2021.2.4 検索)

権利を尊重し、及び確保する」(第2条1項)とうたわれており、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」(第3条1項)とされている。教育についても、「すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする」(第28条1項c)とされている。つまり、在留資格がないため対象外とされがちな社会保障や高等教育を受ける権利についても、在留資格ではなく「子どもにとって何が一番最善か」を判断基準とすべきであることが明言されているのである。

生を受けた家庭や環境によって健やかな成長が妨げられ、様々な教育の機会から排除されていく、いわゆる「子どもの貧困」については、約7人に1人が相対的な貧困状態にあるという衝撃的な事実とともに、様々な教育的な配慮をはじめとする対策が、公的機関や民間団体、地域等で講じられるようになってきている。また、外国にルーツを持つ子どもたちに関しても、現状に追いついていないとはいえ、日本語だけではない学習支援が課題として認識されつつある。しかし、在留資格がない子どもたちに関しては、生まれ育った日本で友人と共に勉強したい、そして働きたいという、子どもの立場からして当たり前の権利すら認められず、病気になっても受診をためらい、成長すればするほど、背負いきれない困難を自身が引き受けなければならない。冒頭で紹介した裁判の判決を聞いた時、姉弟の一人は「(この苦しい状況は) 自業自得、ということですね」とつぶやいた。私たちはこの一人の子どもの声にどう応えるのであろうか。在留資格か子どもの権利をはじめとする人権か、守るべきものは明確である。

【参考文献】

川本綾、2020、「コロナ禍によって見えた難民・移住者をめぐる課題」、全泓奎編『分断都市から包摂都市へ：東アジアの福祉システム』、東信堂、290-303

日本弁護士会、2016、「パンフレット 非正規滞在外国人に対する行政サービス」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/gyosei_serv_pam_ja.pdf, 2021.2.4 検索)

先端的都市研究拠点「共同利用・共同研究拠点」事業について

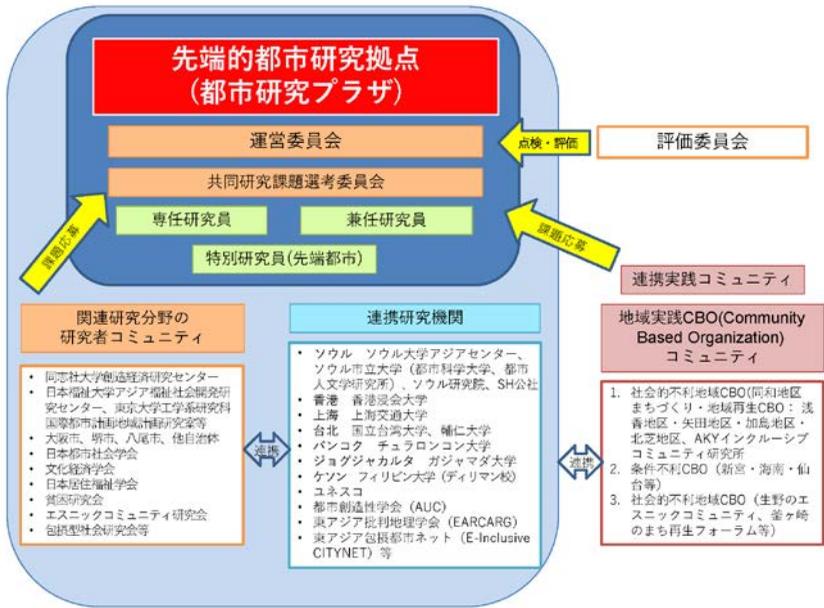
共同利用・共同研究拠点事業は、大学等から研究者が集まり、共同利用・共同研究を行う「全国共同利用」のシステムです。2020年度に文部科学省に拠点として認定されていた研究機関は、国立大学67、公立大学9、私立大学18、ネットワーク6の合計100箇所に及びます。

大阪市立大学は、建学の精神「大学は都市とともにあり、都市は大学とともにある」を受け継ぎ、「都市を学問創造の場としてとらえ、都市の諸問題に英知を結集して正面から取り組み、教育及び研究の成果を都市と市民に還元し、地域社会及び国際社会の発展に寄与してきました。市民のみなさんとともに、都市の文化、経済、産業、医療などの諸機能の向上を図り、真の豊かさの実現をめざす」ことを理念に掲げ、都市や地域の研究に対する総合的かつ学際的な都市研究の領域を領導してきました。教育の基本方針も「都市・大阪を背景とした市民の大学という理念に立脚」するとしています。

本学の建学精神を基礎とする都市研究プラザ（以下、URP）は、グローバルCOE「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」（2007年度～2011年度）を推進し、独自に築いた海外センター・海外オフィスを始めとする国際的な研究者コミュニティのネットワークとの協力の下、文化創造と社会的包摂、アートによる災害復興等、学際的かつ広範囲の分野に渡る研究実績を重ねてきました。これまでの国際的な地域連携型学知と実践知のプラットフォームによる研究活動の蓄積によって育まれた、国内外の包摂型現場ネットワーク、幅広い域外・越境ネットワークの活用による共同研究活動を最大限活かすべく、2014年度により「共同利用・共同研究拠点」として認定されています。

本事業では、これまで蓄積してきた研究や学術資源を、さらに地域や一般社会、かつ連携研究機関と共有・協力していくプロセスを重視し、各連携研究機関が積み上げてきた都市研究における先端的取り組みをスケールアップしていくための連携型拠点として整備を図っていきます。これらの取り組みを通じ、世界及びアジアの都市をフィールドに据え、文化創造と社会包摂に資する先端的都市論を構築する共同研究と研究拠点の形成を行う中で、

「21世紀型のレジリエント（復元力に富んだ）都市」のあるべき理念モデルと実践モデルを彫琢していくことが期待されています。



2020 年度公募型共同研究採択課題

代表者	研究テーマ
網中 孝幸 (EAICNジャパン)	東アジアインクルーシブ都市ネットワークの構築に向けた都市間の経験交流
森口 由佳子 (関西福祉科学大学)	地域共同のまちづくりによる社会的不利地域の再生に向けたアクションリサーチ
日高 真吾 (国立民族学博物館)	被災地芸能の文化的脈絡の拡張—虎舞(岩手県)を事例として
川崎 修良 (長崎県立大学)	創造的都市再生の試みにおける学生の包摂手法の研究—京都における芸術文化の創造性を活かした市民主導のまちづくりプロジェクトを題材に
山北 輝裕 (日本大学)	現代日本における矯正教育の批判的検討—都市を生きるその後の人生
陸 麗君 (福岡県立大学)	感染症パンデミック危機状況下における外国人の居住と経済活動の現状と課題
ヨハネス キーナー (埼玉大学)	サービスハブにおける危機とイノベーションのダイナミクスに関する国際比較研究

■著者紹介（執筆順）

全 泓奎

大阪市立大学 都市研究プラザ

矢野 淳士

AKY インクルーシブコミュニティ研究所

袈裟丸 朝子

NPO 法人人権尊重の矢田まちづくり委員会

弘田 洋二

大阪市立大学 生活科学研究科

矢野 裕俊

武庫川女子大学 教育学部

橋本 義範

NPO 法人おおさかこども多文化センター

森口 由佳子

関西福祉科学大学 健康福祉学部

川本 綾

カトリック大阪大司教区社会活動センター・シナピス

URP 先端的都市研究シリーズ 26

外国にルーツを持つ子どもの支援に向けたアクションリサーチ
—生活支援と進学の課題

2021年3月15日 初版第1刷発行

編者 AKY インクルーシブコミュニティ研究所

発行者 大阪市立大学都市研究プラザ

〒558-8585

大阪市住吉区杉本 3-3-138

電話 06(6605)2071 FAX 06(6605)2069

ISBN 978-4-904010-41-9

©2021 AKY Inclusive Community Research Institute

Printed in Japan